

Title	学位授与者氏名及び論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.74 (2012.) ,p.135- 173
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000074-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学事報告

学位授与者氏名及び論文題目

修士（平成24年3月）

修士（社会学）

- 第1267号 小平 知世 京都市の景観論争で語られる保存と開発
- 第1268号 内山 大輝 インターネットと公共圏の再評価
- 第1269号 川内 聡 昭和期の家庭における学校教育観—新聞記事の言説分析を通して—
- 第1270号 川畑かほり 情報共有型サイトの利用行動に関する研究—レシピ共有サイト「クックパッド」を対象として—
- 第1271号 河野 翔 ホームレスにおける社会的排除と包摂—ビッグイシュー販売者を事例として—
- 第1272号 酒井万里恵 高齢出産は家族に何をもたらすか—全国家族調査を用いた計量分析—
- 第1273号 澤田 唯人 感情的な身体—感情社会学の現象学的反省—
- 第1274号 蛇沼 卓矢 日本における外来祝祭イベントの変容と展開—アイルランドの聖パトリックステイの受容を事例に—
- 第1275号 鈴木 慶孝 現代トルコにおけるイスラーム復興現象—モダン・ムスリムへの挑戦—
- 第1276号 高橋 朋之 音楽文化の〈感性〉の価値—資料による日本のジャズ史の再構成から—
- 第1277号 趙 睿 中国におけるマスメディアとインターネットの相互関係に関する考察—フレーミングの視点から—
- 第1278号 張 継華 現代中国の社会と結婚—「鳳凰男」と「孔雀女」の事例から—
- 第1279号 辻 陽佑 物語の場としてのウェブ小説—インターネットにおける絆と文学の生成—
- 第1280号 鳥越 信吾 A. シュッツにおける社会的世界の時間的構成
- 第1281号 永井 大 オンラインコミュニティにおけるコミットメント—オープンソースソフトウェアに関する実践共同体の検討—
- 第1282号 本多 真隆 〈愛〉・〈和〉・〈情〉—近現代日本家族と花柳界・親密性再考—
- 第1283号 本間 千尋 日本におけるピアノ文化の変容—クラシック音楽の歴史社会学的考察—
- 第1284号 武藤 聡一 間接互惠性と家族—互惠性のゲーム理論的考察と社会現象への応用について—
- 第1285号 矢野早希子 再開発計画を契機として考える下北沢の存在価値—“下北沢らしさ”の多角的視点—

修士（心理学）

- 第1286号 加藤 愛理 自閉症児の社会的文脈におけるアイトラッキングの分析
- 第1287号 近藤 鮎子 自閉症児の交互交代行動に関する評価と介入

- 第1288号 中川 浩子 読みと理解の発達過程と支援方法
 第1289号 松崎 敦子 Effects of a comprehensive early intervention program on communication skills of parents, teachers, therapists, and children with autism
 第1290号 松田壮一郎 自閉症スペクトラム障害児における感情理解の発達と支援
 第1291号 安田 忠司 速度の伝染—音声の提示速度が無関連な認知課題に与える影響—

修士（教育学）

- 第1292号 永井 敦 Metalinguistic Ability and Foreign Language Proficiency
 第1293号 吉原 友美 日本語の形容動詞の研究教育
 第1294号 鶴岡 舞 高等学校における不登校支援に関する研究—不登校経験者が多数入学するチャレンジスクールでの取り組みに着目して—
 第1295号 中野 弘崇 テスト不安のメタ認知的信念と感情制御プロセスに関する研究
 第1296号 野中 滋 「教育」に対する興味形成過程に関する研究
 第1297号 原 圭寛 エイブラハム・フレックスナーのカレッジ論—専門職養成とカレッジの関係を中心に—
 第1298号 大野 賢一 自伝的記憶と物語文読解後の記憶の構造の比較—event cueing法による検討—

博士（平成23年度）

博士（社会学）[平成23年5月18日]

乙 第4470号 村井重樹君

習慣の社会理論——ハビトゥス概念の批判的継承

[論文審査担当者]

- | | | |
|---------|------------------------------------|-------|
| 主 査 | 慶應義塾大学名誉教授
法学博士 | 霜野 壽亮 |
| 副 査 | 慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員
文学修士 | 浜 日出夫 |
| 副 査 | 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員
博士（社会学） | 澤井 敦 |
| 副 査 | 法政大学社会学部教授
社会学修士 | 鈴木 智之 |
| 学識確認担当者 | 慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員
博士（法学） | 大石 裕 |

内容の要旨

本論文は、フランスの社会学者ピエール・ブルデュー（Pierre Bourdieu 1930-2002）が彫琢した「ハビトゥス（habitus）」概念の批判的継承を通じ、「習慣の社会理論」ともいうべき、ひとつの社会学理論を素描することを目的とするものである。したがって、この目的から明らかであるように、本論文ではブルデュー社会理論の全体像が体系的に考察されるというよりも、むしろ筆者の関心に沿う、非常に限定された角度からその検討が重ねられている。それによって本論文は、社会学理論のなかに「習慣という視座」の足場を築き、その展開可能性に対して確固たる見通しを得ることを目指そうとするのである。

とくに本論文は、精密な行為分析を経由することが社会現象の有効な解明につながるという認識のもと、社会学的行為論の系譜のうえに立ち、習慣という視座から導出される社会理論の可能性について探究している。そこで、習慣的行為を重要な検討対象とする本論文が、このような目的を果たすために設定した課題は、主として次の二つのものである。

第一の課題は、習慣概念の社会学的位置づけの再考である。というのも、これまでの社会学において、習慣概念はスタティックなもののみなされ、十分な理論的意義が見出されてこなかったと考えられるからである。従来の行為論を振り返ってみても目的-手段図式が座の中心を占め、習慣的行為の分析、あるいはそれにもとづく社会分析へといった方途が満足のいくかたちで追求されてきたとはいえない。したがって、ここでは、ブルデューのハビトゥス概念を議論の補助線として用いながら、とりわけ行為論の文脈に照準し、習慣概念の刷新と再定位を図ろうとする。かかる考察を通して、本論文は、習慣概念を社会学の中心へもたらし、その視座からなる社会理論の構築に向けたひとつの道筋をつけようと試みる。

第二の課題は、ブルデューが彫琢したハビトゥス概念の批判的検討を通じ、「習慣の社会理論」の輪郭と射程を素描することである。上記においてハビトゥス概念に依拠すると述べたものの、一方で本論文は、その概念がもつ分析の射程について十分に満足しているわけではないとしておく必要がある。もちろんここでの焦点は、習慣的行為（実践）の分析可能性に対してである。そこでブルデュー社会学理論を考察の軸とする本論文が、この点の敷衍を目指すために選択する方向性こそ、「ハビトゥス概念の批判的継承」である。より具体的にすれば、それを「習慣という視座」の徹底化と呼び換えることもできるであろう。そのことによって本論文は、習慣概念のさらなる洗練化・精緻化を図ると同時に、社会学理論における「習慣という視座」を確固たるものにしようとするのである。

以上で述べた二つの観点から展開が図られる本論文の各章における考察は、次のとおりである。

第1章は、社会学における習慣概念の位置づけを、T・パーソンズが『社会的行為の構造』で展開した学問的格闘との対比を通して考察するものである。パーソンズは、当時、いまだ不安定であった社会学という一専門科学の自律性の確定を、主意主義的行為理論の構築によって試みようとした。その企図のために、パーソンズが見出したのは、価値規範を志向し、その目的の実現へと意識的に努力する行為者像である。それは学問的にいえば、功利主義（経済学）と行動主義（心理学）との差異化の産物である。そこにおいてパーソンズは、功利主義的行為理論の目的-手段図式を継承しつつ、規範概念の批判的検討を行うことで「功利主義的ディレンマ」の克服を図る一方、行為分析における「主観的観点」を不可欠と考える立場ゆえ、行動主義的な刺激-反応図式（習慣）を徹底的に拒否しようとした。その結

果として、パーソンズは行為者自身の動機が不明瞭な行為を問うという、習慣概念がもつ含意そのものまでをも社会学の脇へと追いやってしまったようにみえる。それは、C・カミックをして「現代社会学は習慣概念をなしで済ませてきた」といわせる一因でもある。そこで、パーソンズ以上に功利主義の徹底的な批判を行ない、習慣的存在としての行為者を分析の中心に据える必要性を訴えたブルデューのハビトゥス概念を対置し、社会学的行為者像の転換、すなわち「目的 - 手段から習慣へ」と視座を転換する意義を提示した。

第2章は、第1章の議論を補完する意味も込め、これまでの社会理論のなかに見て取ることのできる「習慣へのまなざし」について考察するものである。なかでも、W・G・サムナーの「フォークウェイズ」、G・H・ミードの「I/me」、A・シュッツの「知識の集積」、M・メルロ＝ポンティの「身体図式」、M・モースの「身体技法」、N・エリアスの「文明化された身体」に関する議論を取りあげて考察し、それぞれが有する習慣に対する着眼点を確認した。ここでは、それらの考察から得られた論点を大づかみに整理し、①人びとの行為は集団的にであれ、個人的にであれ、経験の繰り返しを通じた習慣化をともなう、②習慣は人びとの日常的経験（自明性の経験）を意味づける、③習慣は人びとの身体に蓄積される、④習慣は身体化することで人びとの行為能力となる、⑤習慣は歴史的過程を通して生成される、という習慣への社会学的まなざしを導き出している。そのことを通じて、本論文がブルデューのハビトゥス概念を軸として展開を図る習慣概念の再定位に向けた概略的な見通しを与えつつ、後続する各章の議論への架橋がなされている。

第3章は、エートスとハビトゥス両概念の比較考察を通して、習慣概念に内包されるべきひとつの視角を導きだそうと試みるものである。ウェーバーは、自らの理解社会学において、「身に着いた習慣による行為（伝統的行為）」に留意しているものの、目的合理的行為を立脚点とする方法論的要請により、その位置づけを曖昧かつ不十分なものにしてしている。その背景には、当時の心理学的な習慣概念、つまり刺激－反応に基づく習慣理解があると考えられる。ところが、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のような経験的研究のなかでウェーバーが言及するエートス概念には、明示された規則としての「倫理」とは異なる、「倫理的性向」という習慣的次元への着目が見出される。それは「移調可能な諸性向のシステム」であり、「構造化された構造」かつ「構造化する構造」と定義されるブルデューのハビトゥス概念と同型性をもつと考えられる。そして、ブルデューの議論を補助線として用いれば、ウェーバーのその視点は、とくに資本主義のエートスに看取することができる。またそれは従来において機械的の反復としてスタティックに理解されてきた習慣概念をダイナミックに捉え返す契機を孕むものである。それゆえ、エートス概念とハビトゥス概念は、社会的現実を生きる人びとの姿を「習慣のダイナミズム」によって把握する可能性を有するといえる。同時にそれは、本論文における社会学的習慣概念の基本的視角となる。

第4章は、ハビトゥスと場の出会いから「実践」の分析を試みるブルデュー理論における「歴史(性)」の位置づけを、「ハビトゥスの二重の歴史性」という視座にもとづいて明確化しようとするものである。ブルデューは、行為者が社会的世界を自明なものとして生きる経験に彼らの社会的現実を見出す。ブルデューにしたがえば、行為者にとっての自明性は、何が正統なもので、何が価値をもつかといった問いを排除させるかたちで、彼らに正統性の序列を承認させることを意味している。ブルデューは、この自明性の経験を、ハビトゥスと場、すなわち「身体化された歴史」と「客観化された歴史」の出会いとして捉える。ここでは、ハビトゥスと場が一致する状態を、ブルデューが参照するエリアスの

「宮廷の場」の分析を手がかりとして考察することにより、「歴史の忘却」と「歴史の創出」という二つの歴史の位相を導き出す。そして、この歴史の位相が「ハビトゥスの二重の歴史性」を身体化した行為者によって支えられていることを詳らかにする。こうした考察を経ることで本章は、ブルデュー理論がハビトゥス、すなわち「身体化された歴史＝過去」との関係性を通して実践を分析し、社会的世界の把握を可能とするものであるということを提示しようとした。

第5章は、本論文が冒頭で中心課題として設定した「ハビトゥス概念の批判的継承」に関する論点をあらためて具体化するために、従来においてブルデュー社会学に対してつきつけられてきた理論的批判について考察するものである。ここで、その考察の対象となるのは、ハビトゥス概念と密接な関連をもつ「社会的決定論」と「ブラックボックス」という批判である。これらは、これまで論者に応じてしばしば両義的な評価を与えられてきたハビトゥス概念の成否を見きわめるうえで、看過することのできない論点を提起している。本論文の立場は、そうした批判に対するブルデューの度重なる反駁にもかかわらず、ハビトゥス概念が、実践産出の論理的機制を、ある範囲までは説明しつつも、必ずしも満足はいくかたちで提示し切れていないのではないかというものである。それゆえ、かかる検討によって、ハビトゥス概念をめぐるもつれを解消する必要性、すなわちハビトゥス概念の理論的射程を正確に把握する必要性が再確認されるとともに、「習慣という視座」のさらなる精緻化が後の章における主要な検討課題になることが提示される。また、そこで提示された論点は、本論文で再定位を図ろうとする習慣概念が抱え込む問題の縮図を構成してもいるのである。

第6章は、第5章で提出された論点を踏まえううえで、ブルデューがハビトゥス概念によって把握する「実践」を、時間への視点に着目しながら批判的に検討する一方、そこにおいて析出された問題点に対し、G・H・ミードの創発的現在についての議論を援用することで、「実践」の再把握を図ろうとするものである。ここでの検討において重要な鍵となったのは、不確定性をはらんだ「現在」に見出すことのできる新奇性という視点の存在である。ここでは、その視点をもつ含意を勘案することによって、ブルデューの社会分析からこぼれ落ちる実践のもうひとつの側面を浮き彫りにし、ハビトゥス概念の行為論的射程の問い直しを図っている。まず、ブルデューのいう実践を、その把握に不可欠なハビトゥス概念にもとづいて考察し、過去の社会的諸経験の身体化の産物であるハビトゥスが、現在のなかに過去と未来を内包した実践仮説を産み出すことで、らこぼれ落ちるハビトゥスの伝達・生成過程を視野に収めることによって、「実践の論理」を精緻なものとし、多元的に繰り上げられる文化的実践の分析可能性を豊饒化することを試みた。

最後に結論として、上記の各章における議論を、①社会学的行為者像の転換、②ブルデューにおけるハビトゥス概念の射程、③ハビトゥス概念の批判的継承へ、というかたちであらためて整理することで、「習慣の社会理論」の輪郭と射程を明確化しようとした。以上の総括を通じて、本論文の提起する「習慣の社会理論」が、「現在」と「習慣」を相即不離とし、そこに立ち現れる「習慣のダイナミズム」を把握することによって、社会秩序の生成過程を分析するものであることが提示された。結局のところそれは、ブルデューが彫琢したハビトゥス概念を基点として、そこに内在する「習慣という視座」を再度徹底化する道筋であった。本論文は、この作業によって「習慣の社会理論」の足がかりを素描するひとつの試みであったとすることができる。

論文審査要旨

I. 本論文の構成

本論文は、フランスの社会学者P・ブルデューが提唱した「ハビトゥス」概念の批判的継承を通して「習慣の社会理論」を新たに論じることにより、社会学理論のなかに「習慣という視座」の基盤を築き、その構築可能性につき確固たる見通しを開こうとするものである。

本論文の構成は以下の通りである。

序論 主題と構成

1. 本論文の主題
2. 本論文の構成

第1章 社会学と習慣

1. はじめに
2. 功利主義的行為理論
3. 功利主義批判
4. 功利主義から主意主義へ
5. 社会学の学問的位置取り
6. 社会学における習慣の位置
7. おわりに——目的-手段から習慣へ

第2章 習慣へのまなざし——行為・身体・歴史

1. はじめに
2. フォークウェイズ (サムナー)
3. I/me (ミード)
4. 知識の集積 (シュッツ)
5. 身体図式 (メルロ＝ポンティ)
6. 身体技法 (モース)
7. 文明化された身体 (エリアス)
8. おわりに——習慣への社会学的まなざし

第3章 エートスとハビトゥス——社会学的習慣概念への一視角

1. はじめに
2. ウェーバーの両義性——習慣の位置づけをめぐる
3. エートスとハビトゥス——ブルデューの理解から
4. 習慣としてのエートス
5. 習慣のダイナミズム
6. おわりに——社会学的習慣概念の可能性

第4章 ハビトゥスの二重の歴史性——ブルデューにおける歴史の位置

1. はじめに
2. 自明な世界——正統性と信念
3. 宮廷という場——エリアスを手がかりにして

4. 歴史の忘却と創出——「ハビトゥスの二重の歴史性」という視座

- 4.1. 歴史の忘却
- 4.2. 歴史の創出

5. おわりに

第5章 ハビトゥス概念をめぐるもつれ——習慣という問題の縮図

1. 社会的決定論という批判
2. ブラックボックスという批判

第6章 ハビトゥス概念の行為論的射程——G・H・ミードを媒介とした実践の再把握

1. はじめに
2. ハビトゥス概念の行為論的射程——ブルデューの場合
 - 2-1. 行為分析におけるハビトゥス
 - 2-2. 意味の基盤としてのハビトゥス
 - 2-3. ハビトゥスに内在する時間
3. 起点としての現在——ミード理論からの照射
 - 3-1. 創発的現在
 - 3-2. 行為の妥当性
4. 実践における現在——その不確定性とハビトゥス

- 4.1. ハビトゥスと現在
- 4.2. 実践における現在

5. おわりに

第7章 諸個人のハビトゥス——複数の諸性向と文化的実践の諸相

1. はじめに
2. 文化的再生産論の諸前提
 - 2-1. 均質的なハビトゥス
 - 2-2. 文化的実践の基礎構造
 - 2-3. 相同性と移調可能性
3. 文化的オムニボア論が示唆すること——ハビトゥス把握の問題として
4. 諸個人のハビトゥス
 - 4.1. 社会的世界の戯画化
 - 4.2. ハビトゥスの内的複数性
 - 4.3. 移調可能な諸性向としてのハビトゥス？
 - 4.4. 文化資本の伝達過程
5. おわりに——社会的嬖としての個人

結論 習慣の社会理論の射程

1. 社会学的行為者像の転換
2. ブルデューにおけるハビトゥス概念の射程
3. ハビトゥス概念の批判的継承へ
4. 今後の課題

II. 本論文の概要

序論では本論文の主題が明示され、主題を展開する論文構成が示される。本論が目的とするのは、習慣概念の社会学的位置づけを再考し、行為論的視角から習慣的行為を分析しようという習慣概念を洗練することである。具体的には、ブルデューのハビトゥス概念を批判的に精査し、その分析可能性を敷衍することを目指している。これにより、社会学理論における「習慣という視座」を確固たるものになしうからである。

第1章では、社会学における習慣概念の位置づけが、T・パーソンズの主意主義的行為理論との対比を通して考察される。パーソンズは、功利主義的行為理論の目的 - 手段図式を継承しつつ、規範概念の批判的検討を行うことで「功利主義的ディレンマ」の克服をはかるも、行為分析における「主観的観点」を不可欠と考える立場から、行動主義的な刺激 - 反応図式（習慣）については徹底的にこれを拒否した。その結果、行為者自身の動機が不明瞭な行為を問うという習慣概念のもつ含意までも、社会学の脇に位置づけられてしまったと指摘されている。それゆえ、パーソンズ以上に功利主義への徹底した批判を行ない、習慣的存在としての行為者を分析の中心に据える必要性を訴えたブルデューのハビトゥス概念に注目することが、社会学的行為者像の転換に連なると説かれている。

第2章では、W・G・サムナーの「フォークウェイズ」、G・H・ミードの「I/me」、A・シュッツの「知識の集積」、M・メルロ＝ポンティの「身体図式」、M・モースの「身体技法」、N・エリアスの「文明化された身体」を、主要な先行研究として検討する。これより、①行為は経験の繰り返しを通じた習慣化を伴う、②習慣は日常的経験を意味づける、③習慣は身体に蓄積される、④習慣は身体化することで行為能力となる、⑤習慣は歴史的過程を通して生成される、という習慣への社会学的含意を導き出し、習慣概念を再定位する方向性を示している。

第3章では、エートスとハビトゥスの概念を比較考察し、習慣概念に内包されるべき視角のひとつを導きだす試みがなされている。ウェーバーは、自らの理解社会学においては目的合理的行為に立脚する方法論的要請により、習慣の位置づけを曖昧かつ不十分なものととどめたが、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のような経験的研究のなかで言及されるエートス概念には、明示された規則としての「倫理」とは異なる、「倫理的性向」という習慣的次元への着目が見出される。このウェーバーの視点は、ブルデューのハビトゥス概念と同型性を持つと考えられ、これまで機械的反复としてスタティックに理解されてきた習慣概念をダイナミックに捉え返す契機が、この両概念には秘められていると論じている。

第4章では、習慣に伴われる時間に関し、ブルデュー理論における歴史（性）の位置づけが考察される。ブルデューに従えば、社会的世界を自明なものとして生きる経験は、何が正統で何が価値あるかを問いあわせることなく、正統性の序列を承認することを意味している。この自明性の経験を、ハビトゥスと場、すなわち「身体化された歴史」と「客観化された歴史」の出会いとして捉えるブルデュー理論では、「歴史の忘却」と「歴史の創出」という二つの位相が「ハビトゥスの二重の歴史性」を身体化した行為者により支えられていることを、エリアスによる「宮廷の場」の分析を再考することにより、解き明かしている。

第5章では、ブルデュー社会学への理論的批判、すなわち、ハビトゥス概念とも密接な関連をもつ、「社会的決定論」と「ブラックボックス」という批判について考察し、かかる批判に対するブルデューの反駁にもかかわらず、ハビトゥス概念では実践産出の論理的機制を、必ずしも満足のいくかたちでは

提示しきれていないことが詳述されている。この整理によりハビトゥス概念の守備範囲が正確に把握されるとともに、そこで提示された循環論的課題は、本論文で再定位を図る習慣概念が抱え込む問題の縮図を構成することが明らかにされている。

第6章では、ブルデューがハビトゥス概念によって把握する「実践」を、時間への視点に着目して精査し、過去の社会的経験の身体化の産物とされるハビトゥスが、現在のなかに過去と未来を内包した実践仮説を産み出すことにより、行為者による実践の遂行を可能にしている点を確認する。次に、ミードの「創発的現在」に関する議論を用いて、そうした現在が新奇性を伴い、意味の再定式化がなされる現場でありうることを検討する。このミードの論点を踏まえて見直すと、ハビトゥスを形成した過去の社会的条件との調和を重視するブルデューの実践理論は、新奇性を伴いうる現在との関係性を十分に論じておらず、一面的な実践把握に陥っていることが明らかとなる。ここから、行為の遂行のなかでハビトゥスと新奇性を表裏一体のものとして問うことで、複雑にせめぎあう実践の分析が可能になると主張されている。

第7章では、ハビトゥス概念を、集団的レヴェルから個人的レヴェルへと解きほぐす試みがなされている。ブルデューの文化的再生産論においては、均質的な生活条件を有する社会階級のもとに行為者のハビトゥスは回収され、「諸階級のハビトゥス」が「持続性をもち移調可能な諸性向のシステム」として統一的に作動するとされている。しかし、文化的実践の多元性を導き出す文化的オムニボア論や、エリアスの言うフィギュレーションに応じるかたちでハビトゥスの身体化過程を把握するB・ライールの理論枠組みを手がかりにすれば、「実践」は、行為者が身体化する複数の社会的性向（ハビトゥス）と多元的な文脈の関係性を通じて把握されなければならない、ハビトゥスの「移調可能な性向」は、もはや前提ではなく探究すべき対象であることになる。すなわち、「諸個人のハビトゥス」へと視点を移しかえることで、ハビトゥスの伝達・生成過程を視野に収め、実践を動的多元的に分析しうるものが明らかにされている。

結論では、これまでの議論を、①社会学的行為者像の転換、②ブルデューにおけるハビトゥス概念の射程、③ハビトゥス概念の批判的継承、というかたちであらためて整理し、本論文の提起する「習慣の社会理論」が、「現在」と「習慣」を相即不離と捉え、そこに立ち現れる「習慣のダイナミズム」を把握することによって、社会秩序の生成過程を分析するものであることが提示されている。

III. 本論文の評価

本論文で注目すべきは、平明にして明確なる議論のなかに「習慣的なもの」の理論的位置を再確認する試みが、一貫して追究されている点にある。ブルデュー理論に関する理解は精確にして刺激的であり、さらに、ウェーバー、エリアス、ミード、ライールを的確に理解してブルデューと対比照合する明晰な論旨展開には、大いなる意義を認めることができる。なかでも、本論文の貢献は次の3点にある。

第一の貢献は、行為理論的視点から習慣概念の再構築をめざす考察のうちにある。ウェーバーからパーソンズへと継受された合理的行為理論からは遠ざけられた習慣へ着目することは、社会学理論が対象とする行為とは何かを問い直す試みでもある。換言すれば、これまで「秩序問題」として捉えられてきた論点を、社会的に形成される「習慣」の問題として捉え返す試みでもある。本論が、学説史的な目配りのうえで習慣概念を理論的に再検討し、機械的反復としての習慣から動的過程を内包する習慣へとその動態化をはかることによって、習慣概念が行為理論と接合する理路を示し、行為理論の新たな展開にもつながることを確認したのは、着眼点としても興味深く、本論に独特な論考として高く評価するこ

とができる。

第二の貢献は、ハビトゥス概念の新たな可能性を探る考察のうちにある。ブルデュー理論が招く社会的決定論との批判は、ハビトゥス概念による時間把握の不徹底と密接に関わると本論は指摘する。すなわち、ウェーバーのエートス概念と比較することで、ハビトゥス概念は動態的視点を胚胎しうることが示され、また、ブルデューも参照するエリアスの「宮廷の場」の分析を精査することで、過去の歴史が忘却され客観化された「場」だけでなく、歴史を創出する実践の契機を、行為者に体现されたハビトゥスは内在しうるにもかわらず、ブルデューのハビトゥス概念には実践を産出する機制の論理に限界のあることを別出する指摘は、大いに説得力を有している。

第三の貢献は、ハビトゥスの産み出す実践に新たな機制を想定することで、ハビトゥス論の曖昧さを除去し、あわせて習慣のダイナミズムなる視座の確定をはかる立論のうちにある。本論は、ハビトゥス論が習慣を動的に捉えきれない理由を、過去に縛られたハビトゥスの集合的理解にあると確認する。前者の偏りには、ミードが言う現在に伴われる新奇性への視座をハビトゥス概念に組み込むことで、実践を過去から未来へと一体化する。均質的なハビトゥスを集団成員に措定する後者の偏りには、ライールの多元的なハビトゥス理解にならって個々人のハビトゥスへと目を向けることで、ハビトゥスの多様な生成伝達過程として実践を捉え直している。ブルデューの批判に終わることなく、ハビトゥス概念に新たな視座を加えることで、習慣理解の動態化をはかる論理構成は的確であり、高く評価することができる。

ただし、本論文には幾つかの課題も見出される。第一に、著者の意図する「習慣概念」は論旨展開と共に明らかとなるよう構成されているが、これには謎解きの面白さはあるものの、習慣概念が多義的であるがための読みにくさのあることは否めない。それゆえ、ハビトゥス論の批判的継承と習慣の社会学論の間で揺らぎがあるように見えるのは惜しまれるところである。

第二に、「合理的行為」の重視により周辺化された「習慣」の再確認を目指す「習慣の視座」において、実践を導く動的「ハビトゥス」が場に最適な行為に至るとき、習慣的行為は合理的行為といかに関わるのかを考察する余地が残されている。また、ハビトゥスの発生的側面を強調するとき、それをどこまで「習慣的なもの」と捉えうるのかについても明らかにすることが求められる。

第三に、著者はライールを進展させ、ハビトゥスを個人化することで、ハビトゥスが生成伝達される機制の解明を目指すとしているが、ハビトゥスを個々のモノグラフとなすことなく、理論的一面性をいかに確保するかが課題となる。その際、ギデンズの言う「ルーティン化」の議論、ミードが言う「他者のまなざし」という視点、エートス概念に含まれる「倫理」ないしはシュッツの理解する「理念型」を導く根本理念との関連を考慮しつつ、「複数のハビトゥス」に対応する機制を理論化することが望まれる。

このように、本論文は幾つかの課題を残しているが、それら課題は直ちに解決するのが困難な社会学の根本問題に関連しており、そのことが本論文の価値を貶めることはいささかもない。明晰なるブルデュー理解と、ハビトゥス概念の彫琢から習慣の視座を導く新鮮な論理構成ゆえに顕現したこれら課題は、著者の立論目標が正鵠を射ており、その射程には豊かな理論地平が開かれていることを意味している。

審査員一同は、本論文が習慣の動態的理解に向けた優れた成果であり、習慣の視座を行為論に要請する意義深い業績であることを高く評価し、本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいもの

であると判断する。

博士（社会学）[平成24年2月8日]

乙 第4509号 八木 良広

戦後日本社会における被爆者の「生きられた経験」 —ライフストーリー研究の見地から—

[論文審査担当者]

主 査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学修士	浜 日出夫
副 査	慶應義塾大学法学部教授・社会学研究科委員 博士（社会学）	有末 賢
副 査	筑波大学人文社会系教授 博士（文学）	好井 裕明
学識確認担当者	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 博士（社会学）	岡田あおい

内容の要旨

本論文は、以下のような構成によって展開されている。

1. では、本研究の目的と研究の背景となっている歴史的社会的状況認識、基本的視座について説明している。本研究は、66年前日本帝国が敗戦した第二次世界大戦を生き延びた経験者が、それ以後戦後日本社会のなかで、肉体的・精神的にどのような問題に直面しいかなる思いを抱きながらそれに対処し、生きてきたのかを、ライフストーリー研究の観点から明らかにすることを目的としている。具体的に対象としているのは、1945年広島・長崎に投下された原子爆弾により被害を受けながらも生き延びた者（以後、被爆者）である。

冷戦期の国際関係のなかで日本が西側諸国の利害に適合した偏向的な態度をとる一方で、日本社会は被爆者の人生に関する典型的なイメージを作り出してきた。被爆者は肉体的にも精神的にも苦悩を抱え、かつ家族や親族、友人の多くを原爆で亡くしその日暮しを強いられる、しかし、原水爆禁止運動や平和運動などへの参加を通して核兵器廃絶や平和への思いを強く抱くようになり、それを活力に生きるようになる、といった内容である。そして原爆死没者に対して自分は未だ生きていることに後ろめたさを感じ被爆者は「生かされている」と語る。その独特な響きをもつ生の表象は戦後の社会の中でマスメディア上で繰り返し生成・参照されて、結果被爆者の生きざまを示す代表的な指標となっていった。しかし、この表現から戦後日本社会のその時々々の政治的社会的状況を推し量ることはほとんど不可能であり、それは社会と切り離された個人の生を示すものにすぎなくなっている。個人史から社会を適切にまなざすことの不可能性は、米国の核の傘の下で核廃絶を唱えるといったアンヴィバレントな状況を等閑

視することにつながり、特に身を賭して核廃絶を願う被爆者の苦悩を強めることにもなっている。よって個々の被爆者の生活史と戦後日本社会とのつながりを明確にさせることで抽象的な被爆者イメージを瓦解させることを目的に、被爆者を対象に調査を行うことにした。

このような目的を設定したことには、原爆被害や被爆者の生きざまをめぐる問題を理解する際に多くの人びとが不可避免的に絡めとられてしまう思考回路（啓発の回路）と、その影響を受けてきた申請者の調査経験が関係している。申請者が被爆者から他国の戦争やテロ行為に対する危機意識の有無を問われ対応しきれなかった経験は、現代社会を核兵器に囚われていながら平和であると認識すること、それにより絶たれる他者及び自己への配慮の無さにつながっている。また核兵器が廃絶された社会の構築を目指す際にわたしたちは未だに高齢の被爆者に頼らざるを得ないという社会的状況がある。これらのことから、被爆者の戦争や平和をめぐる認識には、現代の時代状況の一端を批判的に捉えることを可能にする有力な観点が含まれており、わたしたち多くの日本人にとってそれを学び取ることは有意味であると捉えた。そしてこの考察を進めていく中で、本研究の最終的な知見をより明確に示すために、申請者の被爆者に関するこれまでの認識や調査経験を自己開示的に言及することとした。その知見を得る前段階として、被爆者の「生きられた経験」を理解する必要がある、その作業を行う申請者自身の理解の仕方や思考の回路が、先先の典型的なイメージといった偏向的な理解を促す啓発の回路に絡めとられながらも徐々に状況の相対化に成功しつつあるという経緯があり、これ自体を提示することが本研究では重要であると判断したためである。

2. では本研究が採用するライフストーリー研究の特徴について3点に分けて説明している。

- ①ライフストーリーインタビューは研究者と対象者の相互行為によって成立し、それによってストーリーは構築される。そのため対象者だけでなく研究者の発話も考察対象となり、ひいては研究者の観点や調査上の構えなども分析の俎上に載ってくる。この点は申請者の調査経験について言及する本研究にとって重要な参照点とある。
- ②ライフストーリーはインタビューのなかで語られたストーリーだけでなく、「語り手が実際に歩んできた人生」の存在を認める。この点は、研究者と対象者両者が時間の経過により徐々にライフの「意味の生成」が可能となることを認識するという意味で重要である。
- ③インタビューのなかで特定の内容が語られるのは、単にその内容だけでなく対象者と研究者の関係性に関係している。申請者による被爆者のインタビューは大抵被爆体験の継承という文脈下で行われるため、基本的にストーリーの解釈はそこが参照点となる。

3. では先行研究の概観を行い本研究の特色について説明している。特色は4点ある。

一つ目は、被爆者自身の観点到徹底的に内在した研究である点である。研究者の目的や意図が研究成果に反映されるのは当然のことだが、対象者の「生きられた経験」を強引に研究者のカテゴリーに当てはめることは慎む必要がある。

二つ目は、対象者の「生きられた経験」の現実的な理解を目指している点である。被爆者の生きざまに関する研究はこれまで研究者の被爆者への同化・共感やヒューマニズムに基づいて進められてきた経緯があるが、そこには研究者と対象者間の関係の権力性に着目する視点が欠けている。研究者が対象者との間で築いた現実的な関係性に基づいた研究が必要である。

三つ目は、政治性やイデオロギー、当事者であることを特権視しない研究である点である。研究者があらかじめ立場を確立させて、あるいは、政治的かつ教条的なメッセージを前面に押し出して内容の評

価値を求めるような研究は有意義ではない。三つ目同様、必要な程度に申請者の経験や対象者との関係性を提示する必要がある。

四つ目は、研究対象の長期的経過の把握につとめている点である。実際長期的な計画を立て研究を推進させている研究者は存在するが十分な成果が明示されていないという欠点がある。成果は随時公表していくことが求められる。

4. では、6.以降で取り上げている被爆者のライフストーリーを理解する上で必要不可欠な被爆者運動の戦後史を概観している。

はじめに、1954年の第五福流丸事件を契機に始まった原水爆禁止運動の一部として展開されながら、運動の「混乱・分裂」によって被爆者による援護法の制定を求める運動がそこから自律していったという過程を描いた。

続いて、援護法の内容の理論的展開を運動の時間的流れとともに記述した。日本政府に国家補償に基づいた援護政策を求めることは、単に生存している被爆者だけが恩恵を受けることを目的としているのではなく、これまで原爆が原因で死没した被爆者や非被爆者をも対象としている。日本帝国が戦争を始めた責任を追求しその応答として援護を求め国の姿勢を改めさせるという発想がここにはある。また、このように被爆者運動が自律し理論的展開を果たすことが可能となったことには、東京の被爆者団体(東友会)の貢献があり、その貢献の仕方とともに、東友会が推し進めている「独自の運動」についても明示した。

5. では調査概要を示している。まず、本研究で対象とする東京在住の被爆者とその選定の理由、先述したライフストーリーインタビューの概要、本論文のなかで取り上げている被爆者と筆者との出会いと特徴的なエピソード、そして最後に個々の被爆者のライフストーリーを考察する際の焦点についてそれぞれ説明した。東京在住の被爆者とは東友会に所属し他の被爆者や関係者を率いて運動の前線で活躍している／したことのある被爆者である。彼／女らは運動を推進させるなかで、先の典型的な被爆者イメージをはじめとする社会的に流布している人びとの意識や表象、時に批判にさらされる機会が多く、そのためそれらに関する見解や批判的な観点を持ち合わせている。彼／女らのそれらに関する語りは現代社会を批判的に捉える観点の重要な構成要素である。被爆者のライフストーリーは申請者との出会いと関係、そしてインタビューを通して明らかにされる。本研究で取り上げている3人の被爆者からの問いかけや問題への応答が本研究の基本軸となっており、その意味で被爆者との出会いを記述することは必要不可欠である。

次章の6.から8.では各章1人ずつ被爆者を対象とし、各々の語りや特性が明らかになるようにライフストーリーを考察している。

6. の小杉富男さんは広島被爆者である。彼は自分は「後入り」であると語る。先人たちが築き上げてきた被爆者運動の歴史を学び、団体での様々な活動や被爆体験の語り部を通して、運動家としての被爆者となっていったからである。彼のライフストーリーはその表現の仕方に表れており、他者への配慮と自己のポジショナリティがよくわかるストーリーを語る。

特に印象的であるのが「サバイバー」という表現である。「被爆者」は被害を受けたという印象しか与えず、実際に活動している自分たちを指し示す呼称としてはあまり適切ではないと感じている。そのため、生き残ったという意味合いの「サバイバー」という表現を状況に応じて用いている。そして彼の語り口から推測するに、この表現は、生き残った自分に対して、原爆で亡くなった多くの人びとや戦後

のある時期まで生きた被爆者たちが存在したということによって成り立っている。「生かされている」と称される典型的な被爆者像とは一見すると同じであるかのように感じられるが、「生かされている」という表現が原爆で死没した多くの人びとに対する後ろめたさという感情を含んでいるのに対し、彼にはそれがほとんど見受けられないという違いがある。自分が被爆者として活動できるのは先達が現在も展開されている被爆者運動を築きあげた礎があるためだという認識と、現在の自分の姿を表すのに適しているという実感が関係している。

続いて、7.で取り上げているのは、長崎被爆者の増田香代さんである。彼女は、日常生活の地平で原爆や平和について語る。被爆者としての私の視点から自己や家族、親族の苦難に満ちた経験を語るに被爆体験をよどみなく語り「世界が平和になるように」と願う。結婚当初彼女の身体に被爆者特有の症状があらわれ診察にいったというエピソードについての語りが特徴的である。一般的には被爆者にとって批判の対象でしかないABCCが、彼女にとっては「親切」な医者のある機関とうつつっており、またそこへ通うことで、自分は百姓の仕事と「お姑さんの目」から解放され、それが「楽しみ」であったと語っている。彼女は、夫の実家で嫁ぎ百姓として働く日常と、原爆を投下した米国による調査機関に行くことを並列させ語っているのである。

三人目として、8.で取り上げているのが浅井信子さんである。彼女は、数年前に事故で亡くなっている。ざんげするために、被爆体験を語っていた。語り続けること自体に躊躇いを感じつつも、語り続けていた姿が思い出される。彼女も被爆者としての私の視点から体験を語りつつも、彼女の認識のなかでは明確に核廃絶された平和な社会を求めるといふ思いと直結している。核兵器がなくなる限り、「あの人たちの、魂は宙を回っている」。現在では未だ核兵器を製造・保有した実験をしている国々があり、それが廃絶されない限り、あの日手を差し伸べなかった人たちの魂は宙を舞い続け、彼女を苦しめ続けるというのである。

以上3名の被爆者のライフストーリーを、再度申請者の調査経験や啓発の回路に関する見解を振り返ったうえで、再構成したのが、9.の小括である。

筆者は8.の浅井信子さんから「わからないでしょう、あなた方には」と訴えかけるように言われそのことにより一時研究を推進させることが難しくなった。ざんげとして語ること自体も逡巡していた彼女に対して筆者が尋ねている際に答えたのが上記の語りである。啓発の回路から被爆者の経験について「共感」的な理解を示していくことが必要だと感じていた筆者にとってそれは衝撃であったが、そのような理解の仕方それ自体が問題でもあった。理解できないことは理解できないのである。また彼女の上記の発言は前後の語りや文脈も考慮して検討すると、それは、彼女自身が伝えたいことを表現しきれずさまざまに言い換えている時の発言であり、そこから彼女の深い苦悩を知ることにもなった。そしてこのような解釈作業を通して、「共感」的理解を半ば相対化することにもつながった。

啓発の回路に則った理解の仕方とは異なる方で、被爆者の「生きられた経験」を捉えるには、「語り手の〈個別化＝主体化〉の実践」に着目する必要がある。「原爆犠牲者への追悼の気持ち」や「平和への強い願望」といった範型化された思いや、「生かされている」と表象される典型的な被爆者像などに対して、個々の被爆者が自らの経験を基にしながらどのように語っているかという点に焦点を当てるとのことである。そしてその点からそれぞれの被爆者のライフストーリーを振り返った。

補論と10.では、このような3名のライフストーリーの歴史的な文脈をより際立たせるために、東京在住の被爆者であることの含意について考察している。補論は2004年の広島で実施したフィールドワー

クに、資料調査によって明らかになった歴史的背景とそのフィールドワークの考察を付け加えて構成している。

被爆地広島や長崎を離れ現在東京で住んでいる3名並びに東友会所属の他の被爆者は、人生の転機や他の様々な理由で移住してきた。彼／女らには、空間的に、だけでなく、時間的にも隔たった「原型」としての広島、長崎が残っており、原爆によって絶たれた当時の人びととの関係性に対する思いが現在でも時折表面化する。3名の被爆者の現在における広島、長崎に対する思いと、補論で対象とした、広島、長崎に行った際に立ち寄れる場所を求めて植えられた「東京の木」や、から、そのことを明らかにした。また小杉さんの東友会は「社会の縮図」であるという語りから、そこに集う人びとは被爆したという一点を除いて他の人びとと何ら変わりはなく、ひいては特別な人びとの上に原爆が投下されたわけではないが、戦後においてはその一点によって他の一般の人びととの間に大きな差異がさまざまな点で生まれたことについて説明した。

また補論では、2004年に複数の遺骨が再び出土したことで注目を浴びた似島でのフィールドワークも取り上げ、申請者の調査時の問題意識や構えの内実を明らかにするとともに、原爆の記憶を想起する装置の重要性を指摘した。

ここまでの議論の内容を踏まえ、11.では最終的な結論を示している。改めて本研究の目的と問題意識を振り返りつつ、まず、6.から8.の3人の被爆者が基本的に共有している戦争観を、その形成過程を追いながら考察し、次に現代の時代状況を批判的に捉えるうえで必要な「危機意識」について説明した。そして最終的に、原爆被害や被爆者の生きざまを考察することの現代的意義（アクチュアリティ）を提示した。

国家補償に基づく援護政策を求める運動では、被爆者は単にかつての戦争の被害の側面だけでなく、加害の問題をも視野に入れた理論構築を行っている。先述したように、国家主導で開始・展開された戦争によって国民に生じた被害を補償させることで国に戦争責任を問うことが強調される。これは、指導者責任観に基づく考え方で、被害の側面を徹底して掘り下げることで国の国民に対する責任を問うとともに、その関連性のうえで対アジア諸国に対する責任も意識化させるというものであると思われる。ただ実質どれほどまでアジア諸国に対する視点が掘り下げられているかは明らかではなく、この点は被爆者の戦争観において今後の課題とされている点である。

ただこの戦争観からわたしたちが学ぶべきことは多い。彼／女らの「生きられた経験」をつぶさに考察しそれを戦争観と関連させることで、定型化された思いや典型的な被爆者イメージを解きほぐすことが可能となりその意味を再取得することができる。そしてその上で改めて被爆者に向き合うことで得られるように思われるのが、「危機意識」である。被爆者が自らの経験を基にしながら社会に蔓延る様々な暴力をまなざすとき感じられる「危機意識」は、わたしたちにとっても体得可能なものであるように思われる。

そしてこのことは、原爆被害や被爆者の生きざまの理解を情緒的にかつ端的に促しつつも最終的に自分とは無関係な事項として整理することを強いる啓発の回路に容易には足をすくわれず踏みとどまるほどの力をわたしたちにもたらしてくれる。

以上のことから導き出せる、この研究を行うことの現代的意義は、平和ではない現代社会に対して「危機意識」あるいはそれに類似した感覚を抱くことが可能になる機会がわたしたちすべてに設けられている、ということである。ただ、この機会は不変的なものではなく、そのため、わたしたちは、大半

の被爆者が亡くなる前に、原爆被害や被爆者の生きざまに関する「新しい語り」を構築する必要がある。

論文審査要旨

I. 本論文の構成

本論文は、「被爆体験」には還元されない被爆者の戦後の「生きられた経験」を3人の被爆者のライフストーリーを通して考察し、被爆者の生を通して戦後日本社会を再考しようとするものである

本論文の構成は以下の通りである。

1. 本研究の目的
 - 1.1 目的
 - 1.2 研究の背景となっている歴史的社会的状況認識
 - 1.3 基本的視座
 - 1.4 本論文の構成
2. 本研究の方法
 - 2.1 語り手と聞き手によるストーリーの共同構築
 - 2.2 ストーリーと人生の経験
 - 2.3 調査経験を知見に盛り込むこと
3. 先行研究の概観と本研究の特色
 - 3.1 被爆者自身の観点到徹底的に内在した研究である点
 - 3.2 対象者の「生きられた経験」の現実的な理解を目指している点
 - 3.3 政治性やイデオロギー、当事者であることを特権視しない研究である点
 - 3.4 研究対象の長期的経過の把握につとめている点
4. 被爆者運動の戦後史
 - 4.1 原水爆禁止運動の変遷
 - 4.2 被爆者運動の自律
 - 4.3 「要求骨子」以降の援護法制定をめぐる動き
5. 調査概要
 - 5.1 東京在住の被爆者
 - 5.2 インタビューの概要
 - 5.3 それぞれの被爆者との出会い
 - 5.4 被爆体験を語るという活動に焦点を当てること
 - 5.5 フィールドワーク・資料調査の概要
6. 「後入り」の被爆者——小杉富男さんの場合
 - 6.1 被爆とその後
 - 6.2 被爆者運動への関わり
 - 6.3 他者への配慮
 - 6.4 語りの2つの要点とその含意

7. 語り部と日常のあいだ——増田香代さんの場合
 - 7.1 被爆体験を語る
 - 7.2 語ることと沈黙
 - 7.3 日常のなかで被爆を語ること
 - 7.4 語りを支えるもの
 - 7.5 小括
8. ざんげのある日常——浅井信子さんの場合
 - 8.1 ざんげを語る
 - 8.2 「ざんげ」になっていない
 - 8.3 聞き手との「糸」・「縁」
 - 8.4 「夢」と「糸」・「縁」のはざままで
 - 8.5 ざんげと核廃絶のつながり
 - 8.6 核兵器廃絶はすべてのゴールか
9. 小括
 - 9.1 被爆体験を語るという活動に焦点を当てた理由
 - 9.2 範型化されたストーリーと〈個別化＝主体化〉の実践
 - 9.3 3人のライフストーリー
- 補論 広島・ヒロシマ・広島を歩く——2004年「献水の儀」と似島巡り
 - 1.1 「東京の木」への献水の儀
 - 1.1.1 広島中央公園前史
 - 1.1.2 現在から相生通りを想起する
 - 1.1.3 フィールドワーク
 - 1.1.4 若干の考察
 - 1.2 被爆59年目の似島巡り
 - 1.2.1 似島の歴史
 - 1.2.2 フィールドワーク
 - 1.2.3 考察
10. 東京在住の被爆者であること——「原型」と「社会の縮図」としての東友会
 - 10.1 それぞれにとっての被爆地広島・長崎
 - 10.2 広島・長崎の「原型」
 - 10.3 「原型」を支えるもの
 - 10.4 「社会の縮図」の含意
11. 結論
 - 11.1 これまでの議論の振り返り
 - 11.2 被爆者の戦争観
 - 11.3 「危機意識」の重要性
 - 11.4 ヒロシマのアクチュアリティとは？

参考文献

II. 本論文の概要

「1. 本研究の目的」では、本論文の問題意識・目的・基本的視座について述べられる。本論文の背景には、戦後日本社会において被爆者の生が「被爆体験」へと単純化され、「核兵器廃絶」「平和への願い」といった定型的な物語と結びつけて理解されてきたことに対する著者の疑問がある。著者は、そのような定型的な物語は被爆者に関する固定的で一面的なイメージを再生産するのみで、被爆者の生を理解するうえでの妨げになっているととらえる。本論文は被爆者に関するそのような固定的で一面的なイメージを解体し、被爆者の「生きられた経験」をより包括的に理解することを目的としている。またそれにより、そのような定型的な物語の中に被爆者の生を押し込めてきた戦後日本社会そのものを問い直すようとしている。

「2. 本研究の方法」では、本論文が採用した研究方法について述べられる。本論文は被爆者の「生きられた経験」を被爆者の観点から内在的にとらえるために「ライフストーリー・インタビュー」という方法を採用している。また、著者はライフストーリー・インタビューを「語り手と聞き手による共同構築」としてとらえる対話的構築主義の立場から、被爆者と著者自身の相互行為そのものを分析の対象とする。被爆者の「生きられた経験」の分析だけではなく、それと並行して著者自身の調査経験に関する自己開示的な記述がなされていることが本論文の大きな特徴である。

「3. 先行研究の概観と本研究の特色」では、戦後行われた代表的な被爆者調査についてのレビューがなされ、それらと対比して、本論文の特色を「被爆者自身の観点到徹底的に内在した研究である点」、「対象者の『生きられた経験』の現実的な理解を目指している点」、「政治性やイデオロギー、当事者であることを特権視しない研究である点」、「研究対象の長期的経過の把握につとめている点」の4点にまとめている。

「4. 被爆者運動の戦後史」では、6.以降で取り上げている被爆者のライフストーリーを理解する上で必要不可欠な被爆者運動の戦後史を概観している。1954年の第五福竜丸事件を契機に始まった原水爆禁止運動の一部としてスタートした被爆者運動が、原水爆禁止運動の分裂を経て、被爆者援護法の制定を求める独立した運動として自律していく過程が描かれる。とくにその過程で東京の被爆者団体（東友会）が果してきた役割について説明している。

「5. 調査概要」では調査の概要を示している。東友会の活動に参加している／したことがある東京在住の被爆者を対象とした理由、ライフストーリー・インタビューの概要、本論文で取り上げている対象者と著者との出会い、それぞれの対象者の特徴的なエピソード、またそれぞれのライフストーリーを考察する際の着眼点について述べている。

著者は2003年3月から2009年9月までの間に、被爆者7名に延べ14回のインタビューを実施した。本論文ではこのうち3人の被爆者のライフストーリーを考察の対象としている。この3人はいずれも東友会に所属している／したことがあり、被爆者運動に積極的に関わっている／きた東京在住の被爆者である。彼／女らは語り部活動に携わるなかで、先の固定的・一面的な被爆者イメージにさらされる機会が多く、そのためそれらのイメージに対して自覚的である。インタビューではそのような定型的なイメージに関する被爆者自身の見解が語られていることから、被爆者の「生きられた経験」をとらえるうえで適切なデータを提供している。

6.から8.では各章1人ずつ被爆者をとりあげ、それぞれのライフストーリーを考察している。

「6. 『後入り』の被爆者——小杉富男さんの場合」では、広島で被爆した小杉富男さん（仮名）のラ

イフストーリーが考察される。小杉さんは自分を「後入り」の被爆者であると語る。広島を「思い出したくない」と考え広島から「逃げ」てきた小杉さんは80年代になって被爆者運動と関わるようになった。「後入り」という表現は、先人たちが築きあげた被爆者運動を受け継ぎ、被爆者団体での様々な活動や被爆体験の語り部活動を通して、自ら運動家として自己形成を行ってきた小杉さんのライフストーリーをよく表現している。

小杉さんは自らを「被爆者」ではなく「サバイバー」と呼ぶ。「被爆者」という言葉は被害を受けた被害者という印象を与え、実際に活動している自分たちを指す呼称として適切ではないと感じるため、生き残った者という意味で「サバイバー」という表現を状況に応じて用いていると述べる。ここには定型的な被爆者のイメージから距離を置く、「後入り」としての小杉さんの「生きられた経験」がよく表われている。

「7. 語り部と日常のあいだ——増田香代さんの場合」で取り上げているのは長崎で被爆した増田香代さん（仮名）である。語り部活動を続けている増田さんは、被爆時の体験も、被爆後現在に至るまで歩んできた戦後の人生も、あくまで日常生活の地平で家族の視点から語る。結婚当初彼女の身体に被爆者特有の症状があらわれABCCに診察のために行った際のエピソードについての語りが増田さんの「生きられた経験」をよく表わしている。一般的には被爆者をモルモット扱いたしとして批判的に語られることの多いABCCは、彼女にとっては「親切」な医者のある機関であり、またそこへ通うことで百姓の仕事と「お姑さんの目」から解放され、それが「楽しみ」であったと語っている。ここには典型的な被爆者のイメージには収まらない増田さんの「生きられた経験」が見られる。

「8. ざんげのある日常——浅井信子さんの場合」で取り上げているのは広島で被爆した浅井信子さん（仮名）である。浅井さんは被爆した際助けを求められたにもかかわらず手を差し伸べなかった人たちに対して「ざんげ」するために被爆体験を語っていると述べる。「ざんげ」だと思っているのは生き残った自分の独りよがりすぎず、「ざんげ」になっていないのではないかと考えさせられる出来事に遭遇し、いったんは止めようと思った語り部活動をそれでも迷いつつ続けている浅井さんの語りは、「被爆体験」を語るという活動が、それぞれの被爆者が戦後積み重ねてきた「生きられた経験」の上に成り立っていること、またさまざまな葛藤の中で続けられていることをよく示している。また浅井さんにおいて、「核兵器廃絶」は抽象的なスローガンとしてではなく、あの日手を差し伸べなかった人たちへの「ざんげ」と結びつけて語られる。

「9. 小括」では、3人の被爆者のライフストーリーを、著者自身の調査経験を反省的に記述しつつ、再度要約している。定型化された「被爆体験」と個別化＝主体化された「生きられた経験」を対比しつつなされた3人のライフストーリーの分析から得られた発見は「被爆者はつねに被爆者としてのみ生きているわけではない」として要約される。

「補論 広島・ヒロシマ・広島を歩く——2004年「献水の儀」と似島巡り」は、東友会が広島に植樹した「東京の木」で毎年8月に行なわれている「献水の儀」を、2004年著者が参与観察した記録、および同年、多くの犠牲者が仮埋葬されたことで知られる似島で行なったフィールドワークの記録である。

「10. 東京在住の被爆者であること——『原型』と『社会の縮図』としての東友会」は3人の被爆者が所属している／していた東友会という集団に焦点を当て、被爆者の「生きられた経験」をたんに個人的な経験としてではなく、社会的な経験として考察している。3人の被爆者のライフストーリーから得られた「被爆者はつねに被爆者としてのみ生きているわけではない」という発見は、ここでは東友会は

被爆という一点をのぞけば他の点ではさまざまに異なる人生を戦後生きてきたさまざまな人々からなる「社会の縮図」であるという小杉さんの語りと結びつけられる。

「11. 結論」では、被爆者の「生きられた経験」を「被爆体験」に還元し、さらに「社会の縮図」である被爆者運動を「被爆者たち」の特別な運動として隔離する定型的な理解が、「唯一の被爆国日本」という戦後日本社会のナショナル・アイデンティティと一対のものであること、「被爆体験」には還元できない被爆者の「生きられた経験」に目を向け、被爆という一点をのぞけばふつうの人々によって担われてきた運動として被爆者運動をとらえかえすことによって、逆説的にヒロシマのアクチュアリティを回復することができる、結論として述べられる。

III. 評価

第一に、3人の被爆者との間に、調査者と対象者の間のラポールを超えた人間的な信頼関係を築き、長期間にわたってインタビューを重ねることによって、「被爆体験」に限定されない被爆者の戦後の「生きられた経験」を聞き取ることができたことは高く評価できる。従来の被爆者調査が、被爆者の「生きられた経験」の全体から、一時的な「被爆体験」のみを一面的に取り出し、それを類型化・一般化してきたのに対し、本論文が綿密なライフストーリー・インタビューを通して、「被爆体験」も含む被爆者の戦後の「生きられた経験」を包括的に描いていることは被爆者研究に対する大きな貢献である。

第二に、著者が本論文において著者自身と対象者の間の相互行為を分析の対象として含めていることは調査論の観点から注目に値する。著者は修士論文（2004年社会学研究科提出）以来一貫して被爆者調査に携わってきた。本論文で著者が批判の対象としている定型的な物語と結びついた被爆者の固定的で一面的なイメージとは、じつは著者が修士論文の中で描いた被爆者像にほかならない。しかし、浅井信子さんから「わからないでしょう、あなた方には」と言われたことを契機として、著者は被爆者を理解するとはどういうことかをあらためて自己反省的に問い始める。そして、そのような定型的な被爆者像を作り出しているのが、好井裕明教授の言う「啓発の回路」であることに気づき、この「啓発の回路」そのものを考察の対象に据える。「啓発の回路」とは戦後日本社会の中で原爆被害や被爆者のことを考えようとするとき不可避免的に絡めとられてしまうような思考回路である。この思考回路の中で、被爆者の生は「被爆体験」に還元され、「核兵器廃絶」「平和への願い」と結びつけられる。著者もまたこの思考回路の中で被爆者を理解してきたのである。著者は被爆者を理解するためにはこの「啓発の回路」を解体し、それとは異なる回路で被爆者の「生きられた経験」をとらえる必要があることに気づき、本研究に取り組み始めた。このような著者自身の調査経験についての自己反省的な記述を含む本論文は、調査を調査者と対象者の共同構築の産物ととらえる対話的構築主義の優れた成果として評価することができる。

第三に、本論文は戦後日本社会論の新しい可能性を開くものとして評価することができる。本論文は戦後の被爆者運動や社会科学的な被爆者調査を丹念に再検討する中でそれらがもっている時代文脈性を浮かび上がらせた。著者は「啓発の回路」が自分の被爆者理解を規定していただけではなく、戦後の被爆者運動や被爆者調査、またマスメディアの報道をも規定していること、さらに「唯一の被爆国日本」という戦後日本社会において支配的な言説自体この回路の産物であることに気づく。本論文は、「啓発の回路」を手がかりとして戦後日本社会を批判的に考察する可能性を開いたと言える。

最後に、戦後生まれの若い研究者が被爆者の生を理解しようとして格闘した記録である本論文は、被

爆体験の世代間継承という時代的な要請に応えるものとして社会的な意義も有している。

しかし本論文には多くの課題もまた残されている。

第一に、3人の被爆者の「生きられた経験」を長時間かけて聞き取り、その個別性・多面性・多層性に分け入る綿密な考察がなされていることは評価できる反面、3人の対象者が同じ被爆者団体に語り部活動をしている被爆者であるという点は、対象者を見つける際の現実的な制約は理解できるものの、やはり本論文の限界として指摘しておかなければならない。今後、被爆者運動から離れた被爆者やまったく運動とかかわってこなかった被爆者などへ対象を広げていくことが望まれる。

第二に、本論文における「補論」の位置づけが明確でない憾みがある。「補論」では被爆者の記憶と空間の関係という重要な論点が示されているものの、被爆者のライフストーリーに関する考察と十分有機的に関連づけられていない。

第三に、「啓発の回路」と戦後日本社会の結びつきに関する著者の着眼は非常に優れたものであるが、考察ははまだ途上にあると言わなければならない。とくに「啓発の回路」を形成する上で大きな役割を果たしたマスメディアに関する考察が十分なされておらず、「啓発の回路」とマスメディアの関係を解明することが今後の大きな課題である。

このように本論文は多くの課題を残しているが、しかしこれは本論文の欠点を意味するものではなく、むしろ本論文が大きな可能性に開かれていることを意味している。

IV. 審査結果

審査委員一同は、本論文が被爆者研究ならびに戦後日本社会研究に大きく寄与する優れた成果であると認め、本論文が博士（社会学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。

博士（社会学）[平成24年2月20日]

甲 第3613号 昔農 英明

ドイツの難民庇護政策の質的変容過程 —非移民国家からリベラルな移民国家への転換の中で—

[論文審査担当者]

主 査	慶應義塾大学法学部教授・大学院社会学研究科委員 社会学博士	関根 政美
副 査	慶應義塾大学経済学部教授・大学院社会学研究科委員 Dr. rer soc	矢野 久
副 査	一橋大学社会学部・大学院社会学研究科教授 Ph.D. in Sociology.	小井土彰宏

内容の要旨

本論文の目的は、ドイツが非移民国家からリベラルな移民国家へと転換した中で、難民庇護政策の公式方針とその政策の中身が質的にどのように変化していったのかを、連邦政府レベルならびに市民社会

レベルでの難民政策をめぐる議論に注目しながら検討することにある。本論文で言うリベラルとは、個人の権利、平等、中立性を尊重するという意味であり、リベラルな移民国家とは、こうした理念をもとにして成立したりベラルな国家のうち、公式の移民政策を策定している国家とする。

加えてその分析の際に、本論文では「境界」という分析視角によってドイツの難民庇護政策の変容を論じた。この場合の境界とは、物理的な境界である国境と国民国家における統合の境界という二重の意味を包含している。本論文がこうした視角からドイツを事例として国民国家の難民問題を問うのは、先進国の移民政策は、国際連合や国際的なNGO組織などの脱国家的な主体により、さらにはナショナルな「自己制限的主権」により制約を受けることで、移民の権利保護は維持・発展するという、これまでのトランスナショナルな研究の視点、ないしは移民政策研究の知見を批判的に再検討するという問題意識があった。

すなわち一方でトランスナショナルな視点を重視する研究は、トランスナショナル化ないしはグローバル化に関わる具体的な機能と実践は、トランスナショナルな場ではなく、あくまでもナショナルな場を通じてしか、具体的には現出しないにもかかわらず、行為主体の意識や実践が現出する具体的な場となる国民国家そのものを問う点を等閑視している問題点があった。また同研究は、移民集団が多様であるという視点を必ずしも十分に考慮しておらず、脱国家的なアクターが国民国家の決定に影響を与える中で、どういう人々の権利保護がなされるようになり、逆にどういう人々の権利保護が制限されているのかという点を考察の外においてしまったことが大きな問題であった。また同研究は、トランスナショナルな主体が国民国家の主権に制約を与えるという側面を重視するのに比べて、逆に国家がそうした制約に対していかに対応しているかの観点を等閑視している点も問題であった。そのため、トランスナショナルな理論的研究においては、国民国家の決定に制約を加える国際的な人権レジームの影響が増しているという一般的な結論が出されるにとどまっていた。

他方で、脱国家的なアクターよりも、国内の政治制度や政治文化、諸アクターの関係の視点を重要視する移民政策研究は、西欧国家がアジア、アフリカ、アラブ諸国などとは異なり、個人の自由、平等、自由放任経済を重視するリベラルな国家であるという特性に注目することで、移民・難民の権利保護体制がいかに築き上げられているのかを、各国の受け入れ体制の差に注目しつつ検討を行った点できわめて重要であったものの、リベラルな国家において生じる移民・難民保護の非リベラルな問題点について、個別の事例に即してこれまで十分に検討してこなかった点が問題であることを指摘した。

それゆえに本論文は、近年公式の移民政策が導入されつつも、移民・難民が選択的に受け入れられる傾向が強まっているドイツにおいて、難民の受け入れはどのように変容しているのかを論じた。そのために第二次世界大戦後確立したドイツの難民受け入れ政策が歴史的にどのように変容したのか、その公式理念の質的な変化を文書資料の分析を通じて明らかにすると同時に、その変化した政策が、移民・難民の統合にどのような影響を与えているのかを、移民・難民保護に大きな影響を与えている教会や市民団体の支援者などに対するインタビューを通じて明らかにした。インタビューでは「専門家インタビュー」の研究手法を用いた。本論文はこうした問題意識のもとに各章において以下の点を明らかにした。

まず、第1章「リベラルな国家の移民・難民政策の質的変容」では、第二次世界大戦後の西欧諸国における移民政策の変遷と、そうした政策変化の過程で生じた移民政策研究の研究史を検討する中で、本論文の中心概念のひとつである「リベラル」ないしは「リベラルな移民国家」という概念を説明した。

移民政策研究の代表論者であるジェームス・ホリフィールドらによれば、今日、欧米諸国に居住する移民・難民が当該諸国の国民ではないにもかかわらず、国民と同等の諸権利を獲得できるようになった大きな理由のひとつには「諸権利」という概念があるとした。すなわち、個人の自由や平等、自由放任経済といったリベラリズムの理念が浸透している西欧諸国においては、移民・難民の権利を保障するリベラルな法制度が構築されており、移民・難民の入国規制が強化されているにもかかわらず、移民・難民の権利保護は不可逆的に進むとした。しかしながら、現状では、経済のグローバル化と福祉国家の統合能力が減退している中で、移民政策研究が論じたような移民の権利保護は、二元的に行われるようになってきている点を論じた。リベラルな移民国家は、自由放任経済を推進するという方針のもと、経済的国益の増進に寄与する移民を受け入れる一方で、そうした国益に合致しないとみなされる移民・難民を排除する選別的な移民政策を構築している。それゆえ移民政策研究の課題は、リベラルな国家が内在的に有する権利保護における非リベラルな問題点を論じる中で、リベラルな移民国家の特性を明らかにすることにあると論じた。

第2章「リベラルな難民政策の成立とその転機」では、戦後成立したドイツのリベラルな難民政策にみられる難民受け入れ基準の二重性を指摘した。ドイツの難民政策においては、1970年代前半までは、政治難民と経済難民の境界は意図的にあいまいにされていた。政治難民であろうが経済難民であろうが、冷戦体制下の東欧諸国出身の難民であれば、保護の対象とされていた。ところが1970年代以降、ドイツに流入する難民が質量ともに変化するようになり、あいまいにされていた政治難民と経済難民の境界は、むしろ明確化され、後者が排除されるようになった。その排除の論拠となったのは、以下の3つの点であった。第1に、1973年の外国人労働者政策の政策変化による難民数の増大が大きく関係していた。すなわち同年に、連邦政府は外国人労働者の受け入れを停止し、これにより多くの移民は難民受け入れ制度を通じて入国するようになった。連邦政府は、実質的な移民である「経済難民」が庇護制度を乱用しているものとして、その受け入れを抑制するようになった。第2に、流入する難民の質的变化があった。ドイツに流入する圧倒的多数であった東欧諸国出身の難民は、1970年代半ば以降、アジア・アラブ系難民にとって代わられるようになり、政府与党ならびに野党は、第三世界出身の難民は、文化的、民族的な観点から統合が困難であると論じた。第3に、外国人労働者とその家族の統合という方便が持ち出された。すなわち定住外国人の統合を円滑に実施するために、難民受け入れを抑制することが正当化された。

第3章「「非移民国」における難民保護制限の論理」では、その後どのように政治難民と経済難民の境界が明確にされ、後者が排除されるようになったのかを論じた。その排除の論拠は以下の3つがあった。第1に、ドイツの歴史的な過去の相対化の論理があった。すなわち政府与党や野党の政治家は、たしかに今日ドイツにやってくる多くの難民は、基本法の庇護権規定に該当する政治難民には当たらないものの、政治難民に劣らず過酷な運命にあるという点で同情の余地があるとした一方で、こうした難民は基本法の制定委員会のメンバーが想定していなかった難民であるために、ドイツはそうした難民を受け入れる法的な責務はないとした。第2に、ドイツ系移民であるアウスジードラーの受け入れに伴い、難民受け入れを制限することが正当化された。冷戦体制の中、東西に分断されていたドイツでは、ドイツ系移民であるアウスジードラーなどを受け入れることがナショナルな課題であるとされたが、このアウスジードラーの存在が、難民受け入れを制限するための論拠として流用されることになった。政府与党は民族の再統一を進めるためにアウスジードラーの受け入れを推進することを主張した一方で、その

ために民族マイノリティである難民を排除することを正当化しようとした。第3に、難民排除は「ヨーロッパの境界」も用いられて実施された。1987年以降、急速に推進されるようになったEU統合では、共通難民政策が策定されるようになり、ドイツはこのEU共通政策を、基本法を改正するための口実として利用した。すなわち連邦議会においては、CDU・CSU、SPD、FDPはEUでの共通難民政策の策定を推進するために、EUがドイツの難民保護の水準に合わせるのではなく、ドイツがEUの難民保護の水準に合わせるべきであると主張した。

第4章「国家のアジールと教会のアジール——リベラルとされる難民保護をめぐる国家と市民社会の対立構図」では、二大教会の幹部や教会の教区市民、さらには難民政策の政策策定者の見解を分析することにより、教会アジールが、国家のアジールをどのように問題化したのかを検討した。本章では、まず教会関係者が難民保護を实践する動機には聖書の歴史叙述があることを明らかにした。教会関係者は、教会アジール活動を行う中で、イエス・キリストやその弟子たち、さらには古代イスラエル人たちが難民であったことを再認識し、それを通じて、自分たちマジョリティ側の「難民性」に気づくことになった。さらに教会関係者はどのようなフレームワークの中で教会アジールを实践したのかを分析した。教会の教区市民は、難民保護活動を敢えて「教会アジール」と銘打ったことにより、教会アジールが国家のアジールと対置され、国家のアジールの問題性と教会アジールの正当性が明白となった。教会側は、アジールの権限を行使できるのは唯一国家にあるとしても、個々の難民の庇護の理由の妥当性や難民の出身国の実情を熟知し、それに対して判断を下すことができるのは、必ずしも専門的な訓練を受けた国家のアジールの審査官だけとは限らないとの見解を示した。基本法の庇護権規定改正以降、アジール認定における国家の側の「専門的知識」に対して、教会市民が難民との対面的なコミュニケーションを通じて取得する「局在的知識」が、難民保護において重要となっている点を論述した。

第5章「[ワイルドゾーン]の「民主化」に向けて——ドイツ市民による難民保護活動の事例分析」では、教会アジールの保護の実態と、教会アジールを实践する教会の教区市民の難民保護に対する問題意識を以下の4つの点から明らかにした。第1に、教会関係者は、教会アジールという教会の伝統を再構成して、難民保護活動に活用しようとし、こうした伝統は、教会が今日においても平和領域としての正当性を有する空間であるから、社会的に許容されていることを論じた。第2に、平和領域である教会空間は、他方で難民にとっては耐えがたい監獄のような所である点を明らかにした。難民は、長期間にわたり外部から隔絶された狭い空間にとどまることを強いられ、常に警察などの外部の介入に脅かされる不安定な状態にあった。このような教会アジールで保護された難民が置かれた状況は、難民一般の問題でもあった。グローバル化により時空間が縮減される中で、人々の自由移動が容易になる一方で、難民のように自由移動を著しく制限され、ローカルな場所に閉じ込められる人々が多数存在している点を論じた。第3に、教会関係者が難民保護を行ううえで、どのような動機、問題意識を抱いていたのかを以下の2つの点から明らかにした。ひとつは、教会の教区市民は聖書の歴史叙述とあわせて、ナチ時代の間接的・直接的な経験により、自らの難民性を再認識し、これが難民保護を行うための重要な動機となった点であった。もうひとつは、教会の教区市民は、国家の難民保護の問題点を明らかにするために、教会アジールを公開のもとで行うようにし、一般市民に知られることがない難民庇護の現状について世論の注意を喚起し、難民庇護審査の過程の透明性を高め、国家の難民保護制度がフェアなものとなるように努めた点であった。これにより教会関係者は、民主主義国家の中で非民主的な「ワイルドゾーン」とされる国境管理の領域を、いかに民主的に運営すべきかについて問題提起を行っていることを論

じた。第4に、教会の教区市民は、難民を管理する国境管理領域における決定行為を「民主化」することを主張した一方で、教会アジールは、市場の自由へ取り込まれうる危うさと直面せざるをえない点を論究した。

第6章「非移民国から公式の移民国への転換——「世界に開かれた」そして「寛容な」移民国家という統治論理」では、非移民国から移民国家への公式転換によりもたらされた政策変化がどのようなものであったのかについて論じた。第3章でもふれたように、民族と国家の境界がドイツ統一と冷戦体制の終焉により確定されたドイツにおいては、統一後ようやく移民の受け入れと統合が政策課題として議論される必要条件が整った。他方で、その政策策定の十分条件となったのは、高度人材の不足と少子高齢化への対処というドイツの経済的国益であった。2000年代の移民法の制定においては、ドイツにおける雇用の創出に寄与する点から、高度人材の受け入れが特に重視されており、逆に募集例外停止令が維持される中で、季節労働者を除く、不熟練と半熟練労働者の受け入れは原則的に実施されず、また難民の受け入れも、極力、抑制的に実施されるという政策方針がとられていることを明らかにした。またドイツ国民の労働市場へのアクセスを優先的に認めることが明示されたように、国内労働市場の保護の観点から、新規移民の流入が規制されることに触れた。さらに統合政策に関しては、移民のもたらす文化的な多元性が承認されつつも、ドイツ社会の持続的な変容を抑止する意図から、ドイツ語の習得・法令順守が重んじられて、多文化的な政策よりも統合の観点が強調されている。さらに治安の観点からテロ活動への関与の疑いがある外国人を通常の法的続きなしに裁量により追放できる規定が設けられるなど、内国秩序管理を強化する規定が設けられた。このように2000年代以降のドイツの移民政策は、国内労働市場の保護とドイツ社会の持続的変容の抑制という労働市場政策ならびに内国管理秩序政策の2つの政策要素が考えられる中で策定された。それにより移民受け入れと統合は、選別のかつ制限的に実施されている点を明らかにした。

第7章「リベラルな移民国家における統合の境界——ナショナルな境界、ヨーロッパの境界」では、前章に引き続き、リベラルな移民国家へ転換したドイツにおいて、統合の境界がどのように設定されているのかを論じた。その際、主要政党の政策方針の異同を検討しつつ、労働移民、難民、不法移民、さらには家族呼び寄せ移民という移民集団ごとに、「ナショナルな境界」と「ヨーロッパの境界」がどのように設定されているのかを分析した。ドイツというナショナルな境界だけではなく、ヨーロッパの境界が問題とされる背景には、リベラルな政策の論理において差異主義的差別の論理が流用されている点があることを指摘した。こうした論理が流用されることにより、非ヨーロッパ系の他者が本質化、自然化され、ヨーロッパと非ヨーロッパの境界が厳格に設定されることになった。これにより、移民・難民は社会的に排除される傾向が強まっており、とりわけ、不法移民や難民、イスラム系移民を排除しようとする論理が浸透している点を論じた。こうした二重の境界という観点からドイツの移民政策を検討することにより、リベラルな移民国家においては、移民の権利保障が拡大し、市民権の獲得が容易になっているというよりも、むしろ移民が社会的に排除されるという非リベラルな側面の方がより顕在化し、深刻化している点を明らかにした。

第8章「公式の移民国における難民保護」では、政策策定者が捉えるリベラルな人道性と市民社会のそれとの相違を検討することを通じて、移民国における難民保護の現状と課題を明らかにした。2004年の移民法成立以降、難民保護の改善策が提示され、2006年および2007年には、これまで社会的に排除されてきた事実上の難民の地位改善につながるような法規定が策定され、論理的には多くの難民がそ

の恩恵を受けることができるはずであった。しかしながら、こうした改善策は、統合の義務・社会的貢献度の原則に則り、難民個人の自己統治、自己責任の点を重要視しており、一部の難民はそうした政策の恩恵を受けられる可能性を有するものの、圧倒的多数の難民は、上記政策理念のために依然として社会的に排除される点を明らかにした。難民は経済的に役に立たない、自立していないと判断されれば、受け入れ国から追い出されるという不安から自由ではなく、リベラルな移民国家となってからそのような難民の不安はむしろ強化されている点を明らかにした。難民支援者たちは、近年重要性が増している傷つけられやすさ、弱さを柱とする人権概念よりも、伝統的な強い個人が想定される人権概念をより一層重視している統合政策の論理を問題視している点を論述した。こうした点を明らかにしたうえで、本章では、難民保護の課題として以下の2つの点を論じた。第1に、難民は一方で経済のおよび社会的に自立していくことが重要ではあるものの、他方で支援者や国家の公的制度に依存しつつ、政治的な主体性を獲得していく視点が重要となる点を論じた。第2に、難民とマジョリティ社会の関係性における相互変容も難民保護において必要不可欠であり、難民性の視点に注目していくことの重要性を提起した。

終章「リベラルな移民国家における難民保護の実現に向けて」では、難民が排除される状態を改善し、リベラルな国家における非リベラルな問題に対処していくためには、国民国家の決定に関しては、難民自身によっても、また国家に対置される教会や市民社会などの組織によっても積極的に介入される必要がある点に言及した。すなわちこうしたさまざまな主体が、庇護を認定する作業や国外退去を命じる決定が根拠のあるものかどうかを検証し、恣意的な決定により不正が生じていないのかを常に問うていくことが重要である点を論じた。このように「国境管理の民主化」を追求していくことが重要となるのは、恣意的な権力は誰を排除するのかという境界の設定をあくなき形で追及していくという点にあることを指摘した。すなわち不安という概念が重要な要素となるリスク社会では、ターゲットとなる特定の集団が排除されても、それによって不安は解消されず、今度は別の集団が排除の対象となりうるからであった。リスク社会は、最後の最後まで、絶えずそのようなセキュリティ対策を前面に押し出す「排除型社会」となりうる点を指摘し、それゆえこうした事態に対して意識的に抗していく必要性を指摘した。

論文審査要旨

〔I〕論文の構成

昔農英明君（慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学後期博士課程単位取得退学、文部省学事振興会会員：PD）が、慶應義塾大学大学院社会学研究科に提出した博士学位請求論文「ドイツの難民庇護政策の質的変容過程 非移民国家からリベラルな移民国家への転換の中で」の構成（目次）は次の通りである。

目次

序章 人の移動と国民国家の境界

1. 本研究の目的と意義
2. 研究方法
3. 分析概念の整理
4. ドイツ移民・難民問題に関する先行研究の検討

5. 本論の構成
- 第1章 リベラルな国民国家の移民・難民政策の質的変容
 1. はじめに
 2. リベラルな国家の移民・難民の社会統合
 3. リベラルな国家の移民政策の再編
- 第2章 リベラルな難民政策の成立とその転機
 1. はじめに
 2. リベラルな難民政策
 3. 「経済難民」の増加と「庇護の乱用」
- 第3章 「非移民国家」における難民保護制限の論理
 1. はじめに
 2. 基本法庇護権規定改正への道
 3. 基本法の庇護権規定の改正への妥協の成立
 4. おわりに
- 第4章 国家のアジールと教会のアジール

—リベラルとされる難民保護をめぐる国家と市民社会の対立構造—

 1. はじめに
 2. アジール概念の歴史的な変遷
 3. 現代における教会アジールのアウトライン
 4. 国家のアジールと教会のアジール—教会アジールをめぐる対立・論争の構図—
 5. おわりに
- 第5章 「ワイルドゾーン」の「民主化」にむけて

—ドイツ市民による難民保護活動の事例分析—

 1. はじめに
 2. 教会アジールと市民社会
 3. 「親しい間柄における監獄」
 4. 教区市民の教会アジール実施の動機と戦略
 5. 教会アジールと市場の自由
 6. おわりに
- 第6章 非移民国から公式の移민국への転換

—「世界に開かれた」そして「寛容な」移民国家という統治論理—

 1. はじめに
 2. 移民法の制定に向けて
 3. 選別的な移民政策の構築
 4. 「世界に開かれた寛容な社会」という論理
 5. 終わりに
- 第7章 リベラルな移民国家における統合の境界

—ナショナルな境界, ヨーロッパの境界—

1. はじめに
2. 望ましい移民と望ましくない移民
3. ナショナルな境界とヨーロッパの境界の二重性—家族呼び寄せの事例—
4. おわりに—リベラルな移民国家の非リベラルな側面—

第8章 公式な移民国における難民保護

1. はじめに
2. 難民政策の意図しない帰結
3. リベラルな難民保護の実現か？
4. 市民社会の関係者の見解
5. おわりに

終章 リベラルな移民国家における難民保護の実現に向けて

1. はじめに
2. リベラルな移民国家における難民保護の限界
3. 国民国家の境界の「民主化」

あとがき

資料ならびに参考文献一覧

本博士学位請求論文の脚注を含めた本文は、400字詰め原稿用紙に換算して750枚ほどであり、A4版横書きの論文は全体で200頁を超えるものである。30万字ほどの規模をもち、課程博士学位請求論文としては十分な分量である。

〔II〕 内容の要旨

経済のグローバル化による国際人口移動がますます増大する現代は、S.カースルズ/J.M.ミラーのいう「国際移民の時代」である。これまで移民国家としての自己認識のなかった西欧諸国でも、移民・難民、外国人受入れと統合に関する政策方針の変更が余儀なくされている。すなわち、「非移民国家 (non-migrant country)」から「移民国家 (migrant country)」への移行である。たしかにその動きは、自由主義経済を志向し高度人材受け入れを中心とした移民政策が基礎にあり、その影響で不熟練労働者・難民の移住を抑制する側面をもつが、形式的には非差別的・平等主義的で、移住者の人権に配慮し、人道的な観点から寛容なリベラルな移民政策の導入の動きである。移民政策研究の代表的な論者であるホリフィールドらによれば、「今日、欧米諸国に居住する移民・難民が当該諸国の国民ではないにもかかわらず、国民と同等の諸権利を獲得できるようになった大きな理由の一つは、個人の自由や平等、自由放任経済などのリベラリズムの理念が浸透している西欧諸国では、移民・難民の権利を保障するリベラルな法制度が構築されているからである。その結果、移民・難民の入国規制の強化にもかかわらず、移民・難民の権利保護は不可逆的に進む」(本論文序章に引用)という。このような人権重視の姿勢の展開を説明する研究アプローチには、大別すると2つある。第1は、外在的な要因に注目したトランスナショナルな視点に基づく研究アプローチである。それは、国際連合や国際的なNGO組織、EUなどの超国家的な主体が影響力を増すなかで、国民国家の主権が制約を受けるようになるので、今後も移民の権利保護は促進される、とするホリフィールドやソイサルなどの研究に代表される。第2は、国家に内在的な要因に注目したアプローチである。それは、ナショナルな「自己制限的主権」により、自らの主権に制

約を課すことで移民・難民の保護は維持・発展するとしたヨプケの研究に代表される。これらの研究には、多少楽観的に人権レジームの展開と、その移民政策への肯定的な影響を積極的に認める傾向がある。その両研究アプローチを批判的に検討することが本博士学位請求論文の目的である。そのために、現代ドイツの移民・難民政策を題材として取り上げたいと序章で論じられる。

以下各章を追って内容を紹介する。

第1章「リベラルな国家の移民・難民政策の質的変容」では、第二次世界大戦後の西欧諸国の移民政策の変遷と、その変遷に注目する移民政策の研究の展開を追い、自らリベラルな国家であると標榜する西欧諸国のなかには、「リベラルな非移民国家」から「リベラルな移民国家」に変容した国があることを確認する。リベラルな非移民国家とは、リベラルな政治・社会統合原理をもつ国々ではあるが、難民を例外として移民を受入れる国家ではないと公言する国々である。それに対して、リベラルな移民国家とは、国内の政治・社会統合原理がリベラルで、かつリベラルな移民・難民受入政策を採用する国々を指す。しかし実際には、リベラルな移民国家の多くは、新自由主義経済政策(市場原理主義)を基礎に、経済的国益増進に寄与する高度人材(・ビジネス)移民を受入れる一方で、国益に合致しない移民や難民を排除しがちな、選別的な移民政策を構築している。本章では、移民・難民、外国人労働者の権利保護において「非リベラルな問題点」がリベラルな西欧諸国の多くに浮上していると論じる。

第2章「リベラルな難民政策の成立とその転機」は、ナチズムによる大量難民という歴史的体験を背景に、戦後成立したドイツの「リベラルで寛容な難民政策」が、後にドイツがリベラルな移民政策を導入する前後より、非リベラルな要素を強めていく過程を分析する。すなわち、1970年代前半までのドイツの難民政策は、政治難民であろうが、経済難民であろうが、冷戦体制下の東欧諸国出身者であれば、すべて保護の対象にしていた。ところが1970年代以降、ドイツに流入する難民が質量ともに変化すると、つまり、アジア・アフリカ系の開発途上国出身者が増加すると、それまで不問にされ曖昧だった政治難民と経済難民の分類が、連邦政府によって明確化されはじめ、後者が排除されるようになるのである。その排除の論拠は、経済難民の受入れにかかる社会的コストの上昇への懸念に加え、難民が文化的・民族的観点からドイツ社会に統合不可能だという懸念にあった。

第3章「『非移民国』における難民保護制限の論理」では、1980年代以後、政治難民と経済難民の境界が明確にされる過程の詳細が明らかにされる。ドイツ連邦政府与党は、経済難民は政治難民に劣らず、その苛酷な運命ゆえに同情の対象とはなるものの、経済難民は「基本法」の制定者達が想定しなかったものだとし、ドイツに率先して受入れる義務はないとしただけでなく、ドイツは伝統的に「非移民国家」だったという観点から、難民受入れの余裕はないとした。冷戦期間中は、難民よりも「在外同胞」の受入れがナショナルな課題だとされ、民族と国家の境界を一致させるために、境界確定の障害となる異文化世界からの難民が排除されたのである。さらに1980年代後半以降に推進されたEUの共通難民政策における庇護権の「ヨーロッパ的調和化」を理由にして、基本法の庇護権規定の改訂、すなわち、ヨーロッパ諸国並みの消極的対応に揃えることが正当化された(1993年)。基本法の庇護権の内容はEUの共通の難民政策の規定よりも、はるかにリベラルだったが、非リベラルな方向に改訂されたのである。

第4章「国家のアジールと教会のアジール——リベラルとされる難民保護をめぐる国家と市民社会の対立構図」は、1980年代より経済難民不認定の傾向が強まり、認定拒否されたものの送還されずに不法滞在し続ける「事実上の難民」が増加し、社会問題化した。そのため、キリスト教会が不法滞在者の

保護と支援活動を、活発化させたことを明らかにする。連邦政府が受入れを拒否した人々の救済は、ドイツではキリスト教会のアジール(庇護)活動を中心に活性化した。それは、教会関係者がイエス・キリストやその弟子たち、さらには古代イスラエル人たちが一種の難民であったことから、難民保護は教会の任務だと考えたことに原因がある。さらに、教会の教区市民は、難民保護活動を敢えて「教会アジール」と銘打ち、伝統的な教会アジールとの関係性を示唆してその正当性を強調しただけでなく(伝統の創造・再利用)、国家アジールに内在する問題点を指摘しようとした。教会側は、グローバルに展開する教会のネットワークがあり、教会のほうが個々の難民の庇護申請理由と、その庇護の妥当性や難民の出身国の実情を熟知している場合が多く、必ずしも専門的な訓練を受けた連邦国家の難民審査官が、常に正しい判断をするわけではないと批判する。連邦政府は、基本法の庇護権規定改正以降、難民認定作業と送還・保護活動は国家の選任事項であり、その担当官の「専門的知識」を強調し、教会アジールの非専門性を批判する。それに対して教会は、教会と教区市民が難民との濃密な対面的なコミュニケーションを通じて取得する「局在的知識」のほうが、難民保護の面でより重要だと反論する。

第5章「『ワイルドゾーン』の『民主化』に向けて——ドイツ市民による難民保護活動の事例分析」は、現地でのインタビュー調査を踏まえて、保護・支援される不法滞在者からみた平和領域である教会空間の特質を論じる。被保護者にとり、教会空間は「耐えがたい監獄と同じ」という実態を明らかにする。子どもたちは十分な教育を受けられず、庇護される人々は長期間にわたり外部から隔絶された狭い空間に留め置かれ、常に警察などの外部の進入に脅かされ、不安定な状態にあることを明らかにする。そして、教会アジール下の難民の生活は、難民一般に共通するものだと指摘した後で、教会関係者の難民保護の動機や問題意識に言及する。なかでも、教会と教区市民は教会アジールを公開し、一般市民に難民庇護の悲惨な実態について世論を喚起し、政府の難民庇護審査過程の透明性を高め、国家の難民保護制度をより公正にしたいという強い願望が基盤にあることを明らかにする。ところが、この公然化が逆に特定のアジールに釘付けされ身動きできない「貯蔵される難民たち」にしかねないという深刻なジレンマも指摘する。すなわち、教会および関係者は、民主主義国家内の非民主的な「ワイルドゾーン(民主主義国家における非民主主義的な領域)」とされる国境管理の領域の民主化のための問題提起を行っていることを示そうとするが、それすら皮肉にも国家によるアジールの委託戦略として「国境管理の民営化」になりかねないという問題の複雑さを浮き彫りにするのである。

第6章「非移民国から公式の移民国への転換——『世界に開かれた』そして『寛容な』移民国家という統治論理」は、ドイツの非移民国から移民国家への転換過程と、その社会的帰結を論じる。2004年に制定された新しい移民法の目的は、高度人材の不足と少子高齢化対策というドイツの経済・社会的面での国益の達成にあった。そのため、新移民法では、ドイツにおける雇用の創出と、高度人材の受入れがとくに重視され、季節労働者を除く不熟練と半熟練労働者の受入れは原則的に実施されず、また難民受入れも極力抑制的になった。これは、ドイツ国民の不安を取り除くためであり、国民優先の労働市場アクセスを堅持すると同時に、増大した海外出身の不熟練労働者の失業を減らすことを目的としていた。統合政策に関しては、移民のもたらす文化的な多様性を一方で称揚しつつも、ドイツ社会の持続的変容を抑止するため、移住者によるドイツ語・歴史の習得、各種法令順守が重んじられ、多文化政策よりも市民教育の必要性和統合の観点が強調された。さらに治安の観点からテロ活動容疑者である外国人を通常の法手続きによらず、裁量のもと追放可能にする規定が設けられるなど、移民政策と安全保障政策の連携が強化された(移民政策の安全保障政策化)。2000年代に入り、ドイツの移民政策では労働力

不足への対応と、ドイツ社会・文化の持続的変容の抑制、国内の政治・社会秩序維持の観点が強調されたのである。

第7章「リベラルな移民国家における統合の境界——ナショナルな境界、ヨーロッパの境界」は、前章に引き続き、リベラルな移民国家へ転換したドイツの、国民統合の境界について論じる。その際、労働移民、難民、不法移民、不法滞在者、さらには家族呼び寄せ移民などの移民集団ごとに、主要政党の政策方針の相違を検討し、「ナショナルな境界」と「ヨーロッパの境界」がどのように設定されたのかを分析する。ドイツのリベラルな移民政策では、ナショナルな境界(ドイツ人か否か)だけではなく、ヨーロッパの境界(ヨーロッパ人か否か)が問題とされる。その背景には、差異主義的差別の論理が影響している。その結果、非ヨーロッパ系の他者が本質化・自然化され、ドイツを含むヨーロッパと非ヨーロッパの境界が厳格化され、国益にならない、あるいは文化的に異質な移民・難民を社会的に排除する傾向が強まった。不法移民や難民、そしてイスラーム系移民の排除が強化された。ドイツのようリベラルな移民国家を標榜する国でも、移民の権利保障が順調に拡大し、市民権の獲得が容易になったということではなく、むしろ移民・難民を社会的に排除する非リベラルな側面がより強まり、深刻化していることがわかる。さらに、連邦政府が必要に応じて、難民排除のために、適宜にドイツの境界とヨーロッパの境界を巧みに使い分けていることも明らかになる。一方で高度技能移民を国民国家の主導のもと選別吸収しつつ、難民排除のためにはヨーロッパ共通政策を利用するなど、ドイツの境界とヨーロッパの境界とを巧みに使い分けていることも明らかになる。

第8章「公式の移民国における難民保護」は、政策策定者がもつリベラルな人道性と市民社会の考える人道性との違いを検討し、移民国家の難民保護理念の現状とその課題を明らかにする。2004年の移民法成立以降、確かに難民保護の面でも改善策が提示され、2006年および2007年には、これまで社会的に排除されてきた「事実上の難民」の地位改善につながる法が策定された。論理上は多くの難民がその恩恵を手にするはずだったが、実際は違っていた。経済的に役立つしない、自助努力が不足し自立していない、と判断された難民は、受入国から追い出される不安から自由になれず、皮肉にもリベラルな移民国家となったドイツでは、難民の不安はむしろ強化されたのである。難民支援者たちは、近年重要性が増している、傷つけられやすさ、弱さを柱とする人権概念を重視し、伝統的な強い個人が想定される人権概念を重視した連邦政府の統合政策の理念を問題視し、今後の難民保護の課題を挙げていることを指摘する。筆者は、難民は確かに経済的にも社会的にも自立していることが重要だとはいえ、支援者や国家の公的制度に依存しつつ、徐々に政治的な主体性を獲得していくという、弱い個人の人権保護という視点も重要であるという主張と、マイノリティ難民とマジョリティ国民との間の相互理解による互いの変化も必要不可欠であること、さらに、国民の難民とその地位への理解が大きな課題だという指摘に注目する。

終章「リベラルな移民国家における難民保護の実現に向けて」は、国益に合わない難民排除の論理を克服し、リベラルな国家の非リベラルな問題に対処するには、難民自身はもちろん、教会や市民社会などの組織的な対応が必要だと論じる。さまざまな主体が、国による庇護認定作業や国外退去決定の根拠の正当性を検証し、恣意的な決定を防ぐことが重要である。国境管理を国に任せきりにすることなく、教会アジールのような批判的検討を促して「国境管理の民主化」を追求していく作業が今後とも必要である。国家権力による境界設定の恣意性、犠牲者非難を防ぐために疑問を執拗に追及する必要があると論じる。現在は、不安に押し込まれるリスク社会だが、リスクの原因とされる集団(移民・難民等)を排

除しても、それによって国民の不安は解消されず、さらに別の集団が排除・攻撃されることが頻繁に起こりやすい。リベラルな移民国家ドイツもリスク社会である。とくに、テロリズムの恐怖に怯えるドイツは、セキュリティ対策を前面に押し出す「排除型社会」となりつつある点を確実に認識する必要があると指摘し、本論は閉じられる。

〔III〕本論文の成果と課題（評価）

本博士学位請求論文の成果をまとめると以下のようになる。

第1に、日本では先行研究の少ないドイツの移民・難民政策研究においては、第二次世界大戦後の難民政策の歴史の変遷を跡付けたという点で貴重な成果である。それは、ドイツ地域研究に大いに役立つだけでなく、ドイツの移民・難民政策に焦点を当て、ドイツが「リベラルな非移民国家」から「リベラルな移民国家」へと政策的に転換した一方で、そのリベラルな移民国家は、移民・難民の受入れならびに統合に関して両義的な問題点を抱えており、リベラルな移民国家でも権利保護を強調するよりも、むしろ権利制限的な側面が顕在化している点を実証的かつ詳細に明らかにした点で貴重な成果である。従来のトランスナショナルな移民研究(国際社会学)群が、外国人労働者とその家族を分析対象にして、多少楽観的な理論的知見を提示してきたことに対して、本博士学位請求論文はドイツの移民・難民受入れ政策を事例として分析を行い、一部のトランスナショナル研究が論じるほどには、自由移動と移住者の権利保護の拡大は順調に進んでおらず、その動きは極めて非対称であることを、実証的に明らかにした。欧米並びに日本の国際社会学者が現在大いに注目している、先進諸国の移民・難民政策の動向とその社会的帰結を考察したものであり、国際社会学の発展に大いに資すると思われる。むしろ、今後の日本の移民・難民政策を考える際にも大いに貢献するものである。

第2に、本博士学位請求論文は、国際社会学が、しばしば「トランスナショナルな主体は国民国家の主権に制約を与える」という側面を重視するのに対して、「逆に国家がトランスナショナルな制約に対していかに対応しているかという観点を等閑視している」と指摘した上で、国家が、その主権に制約を加える超国家的人権レジームの台頭に抗して、その制約を逆手に取る対抗的な政策的対応を採用している点に注目し、国家主権と普遍的人権とのせめぎあいを実証的に明らかにした貴重な研究である。

第3に、本博士学位請求論文は、それまでの移民政策研究が、リベラルな国家において生じる移民・難民保護の非リベラルな問題点・課題について、個別の事例に即して検討することがほとんどなかった点を踏まえ、リベラルな移民国家となったドイツの移民・難民の権利保護にみられる両義性を明らかにしている。とくにリベラルな移民国家への転換が、非リベラルな政策を同時に内包していくというパラドクスを実証的にかつ効果的に解明したことの意義は大きい。移民レジーム転換のダイナミクスを、矛盾をはらんだ複合的なものとして提示することで、移民政策の構造分析に大きな一石を投じたといえる。

第4に、上述の点と関連するが、我が国のドイツ移民・難民研究は、これまで難民法制や難民政策の変遷とその概要を法的・制度的に検討してきたものが多かったのに対して、本研究は広義の移民政策との関わりあいのなかで、難民政策の変化を丹念に明らかにした点が大きな特徴である。本博士学位請求論文は、国内および国際レベルの移民・難民政策を取り巻く環境の変化に注目し、とくに、ドイツにおける難民政策の方針が冷戦期および冷戦末期において大きく変化したことと、脱冷戦期に、さらに非移民国家から移民国家へと政策的に変化していく経過を、膨大な議会資料や政府資料を使用して説得的かつ具体的に議論している。本報告書では紹介できないが、ドイツ連邦議会でのホットな討論が引用され

る部分は読み応えを強く感じる。

第5に、本論文は、ドイツの難民政策の変化の分析を連邦の政治レベルにとどめるのではなく、これまで日本ではほとんど論じられてこなかった、地域の教会の難民保護活動を詳細に検討し、市民活動の実態、背景、活動動機を論じたことも大きな特色としてあげられる。ドイツでの実証研究を踏まえた、不法滞在者の生活は地獄さながらだという指摘は、難民保護問題を考える上で重要な指摘である。と同時に、従来、国家と市民社会（教会）の対立という二項対立図式によって難民支援問題を捉えることの不備も明らかにしている。つまり、難民保護の現実を子細にみると、国家（政府内・政党間・政党内）だけではなく、教会内においても、さらに教会と難民の間にも複雑な利害・感情対立が生じており、難民保護を行う人々も決して一枚岩ではないことを明らかにした点が特筆できる。また教会の末端組織の支援者の保護活動の実態を、現地での調査結果を踏まえて検討し、活動に携わる市民の難民保護に対する主観的な意識を明らかにした。本論文は、そのような事例分析から国境管理の民主化の問題、また市民社会の活動が国家の難民保護に取り込まれる過程を明らかにしており、今後の国民国家の難民保護がどうあるべきかについて重要な示唆を提示したものといえよう。

このように本論文は、ドイツの難民保護を政策レベルだけではなく、市民社会のレベルにまで掘り下げて行ったという点で、これまでの研究の空隙を埋めたということに加えて、さらに理論的に見てもこれまでのトランスナショナルな移民政策研究に対して、実証的な事例研究の視点から、貴重な貢献をしたものだといえよう。しかしながら、本博士学位請求論文も、以下に見るように様々な問題点を抱えていること指摘せざるを得ない。

第1に、本博士学位請求論文の序章でも指摘されているように、本論文は国民国家（政府・市民社会）のアクターが、トランスナショナルな諸事象の影響を受けて、どのような政策対応を行っているのかという点と、トランスナショナルな枠組みがナショナルな枠組みにどのように組み込まれていくのかという「上からの視点」による分析が主軸となり、移民や難民などの行為主体が諸政策に対してどのような反応を示し、対抗的な戦略をとったのかという「下からの視点」による具体的な分析が十分ではない。その点で、確かに教会アジールを中心とした分析では、国家と教会という二項対立的構図ではなく、より複雑な利害対立として描き出すことに成功しているのに対し、難民認定をする側と、それに対抗する市民社会の支援者のみに注目し、難民自身による国家権力への対抗・抵抗活動についての分析は不十分である。これは、社会学ないしは国際社会学のもつ批判的な視点が不足するということであり、今後の改善が課題である。今後、政府関係者、教会や市民団体、福祉団体の関係者に対して聞き取りを行うだけでなく、保護の対象である難民自身に対しても聞き取りをさらに実施することが必要になるだろう。

第2に、連邦政府の移民政策の政策方針の変化の内実を論じた6章以下では、ドイツ連邦国家とマイノリティ難民という二項対立図式によって議論・分析が行なわれており、多少平板な議論となっている。とくに移民政策を分析した部分は、キリスト教民主同盟（CDU）・キリスト教社会同盟（CSU）という保守系政党の議論の中身の分析が中心となっており、社会民主党（SPD）、自由民主党（FDP）などのリベラル左派政党、ならびに産業団体、経済団体などの議論が十分本論文には組み込まれていない点が気にかかる。

第3に、第2の課題に関連するが、教会を市民社会として位置づけること自体に問題はないとはいえ、日本の読者はドイツ社会の中での教会の位置を知らないことが多く、「市民社会」の一組織と見てしま

いかねない。ドイツの場合、教会は納税者から自動的に「教会税」を徴収しており、教育や福祉などさまざまな公的な領域で、社会的にきわめて重要な役割をはたしている。その一環としてアジールもあるので、教会のアジールと国家のアジールとの対比についても今後さらなる検討が課題として残る。単純な国家対市民社会として割り切れないものがあるということである。さらにいえば、アジール活動を教会とは別に行っている市民団体の究明も必要であろう。

第4に、本論文において「リベラルな移民国家」という分析概念を使用しているが、本論文において鍵概念となるリベラルという概念が、入念な吟味・検討を経て使用されているとはいえず、そのためリベラル、非リベラルという概念が、論文全体を通してあいまいなままである。さらに、リベラルな原理に従った移民・難民政策には、非リベラルな要素が内在化しているのか、あるいは外在的な非リベラルな要因が働いているのか、その点の議論も今後必要になるだろう。さらに、リベラルな移民国家の移民政策の非リベラルな性格がいつから存在したのか、あるいは、ドイツが非移民国家の時期は、全面的に排除の性格をもっていたのか、また、排除の性格それ自体がどのように変化したのか、変化したとすればいつ、どのようになのか、という点についてさらなる究明が必要となろう。

第5に、著者はヨーロッパ的な規模での移民政策との連関の中で、非ヨーロッパ移民の他者化とイスラム系移民の文化的な差異の本質化の傾向を指摘し、そこにサイドのいうオリエンタリズム的な眼差しの作用を論じている。それを示す言説を例証しているが、その分析はいまだに限られたアクターの発言の意味解釈に終わっている。今後の研究では、このような連動の中でその認識の二極的な構造化をさらに丁寧に洗いだしていくことが望まれる。

最後に、移民政策と難民政策の関係についてである。本論文は、近年、新自由主義経済原理に基づく移民政策が、難民政策の指導原理に大いに影響しているため、結果として非リベラルな難民政策が帰結すると考えるが、移民政策と難民政策の指導原理の相互影響の問題点と、あるべき難民政策の指導原理について、今後より明確に位置付ける議論が必要と思われる。

[IV] 結論

肯定的に評価面できる側面が多いが、以上の考察から課題も確かにあることが明らかになった。しかし、戦後のドイツの難民政策の変遷と、ドイツがリベラルな移民国家へと変化するなかで採用された、高度人材中心の(ネオ)リベラルな移民政策が、弱者である難民の選別・認定に非リベラルな影響をもたらすという歴史的な動きを明らかにした力量は十分認めることができる。本人もいくつかの課題について自覚しており、本研究は今後の整理と展開によって多くの課題を乗り越えることにより、新しい学問的展望を切り開く大きな可能性を秘めており、きわめて貴重な研究成果であるということにかわりはない。ドイツ研究・国際社会学における研究成果として大きな貢献が、今後、期待できるとともに、高い評価が与えられるだろう。よって審査員一同は、昔農英明君の提出した本博士学位請求論文は、博士(社会学)(慶應義塾大学)の学位を授けるに十分ふさわしい内容であると判定し、ここにその旨報告する次第である。

博士（心理学）[平成23年7月13日]

甲 第3531号 山本絵里子

“Biological motion perception in humans and pigeons”

[論文審査担当者]

主査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学博士	渡邊 茂
副査	慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員 文学修士	増田 直衛
副査	東北福祉大学教授・慶應義塾大学訪問教授 Ph.D	小川 誠二

内容の要旨

多くの動物において、動作は、他個体を弁別する際に、視覚的手がかりとして機能する。例えば、ヒトは他者のしぐさから、その人を特定するだけでなく、感情や意図などの内的状態を理解することができる。また、鳥類のある種では、オスがメスに求愛のダンスを示し、メスが動作で応える。オスはその動作をもとにメスの受け入れ状態を判断し、回避か接近の行動を決定する。このように、ヒトやトリにおいて、他個体の動作を認知することは、社会認知能力の一つであるといえる。そこで、本研究では、光点運動の集まりから特定の動作を知覚することができるバイオリジカルモーション（以下、BM）刺激（Johansson, 1973）を用いて、第2部で、ヒトにおいて、BMの知覚に関わる神経機構を検討した。さらに、第3部では、ヒトと類似した視覚認知能力をもつハトにおいて、BMの知覚を検討した。

本研究の第2部では、fMRIを用いて、ヒトのBMの知覚に関わる神経機構を検討した。これまでのfMRI研究では、BMの知覚に、中側頭溝（MTS）、下側頭溝（extrastriate body area, EBA）、紡錘状回（fusiform body area, FBA）、上側頭溝、下頭頂葉（特に頭頂間溝）、下前頭回、そして、前運動野が関与することを報告している。しかしながら、多くの研究が、BM刺激の知覚時におけるBOLD信号の増加を検討しており、BOLD信号の抑制反応から、脳部位内における細分化された細胞群間の相互関係性、そして、複数の脳部位間の関係性を検討した研究は少ない。そこで、本研究では、最適な刺激間隔（ISI）で連続呈示されたときに生じるBOLD信号の抑制反応を指標するPaired stimulus paradigmを用いて、BMの知覚に関与する神経機構を検討した。実験1では、BM刺激の知覚時におけるISIに依存した反応特性を検討した。刺激呈示条件には、BM刺激を1回呈示するsingle条件、600-ms ISIとともにBM刺激を2回連続的に呈示するpaired-ISI600条件、及び、1000-ms ISIとともにBM刺激を2回連続的に呈示するpaired-ISI1000条件、計3条件を用いた。実験1の結果、右上側頭溝、及び、両側の中側頭溝において、BM刺激に対する賦活がみられた。しかし、paired-ISI600条件では、中側頭溝の抑制反応と比較して、上側頭溝に強い抑制反応がみられた。これらの結果は、両脳部位が、一定の時間内でBMを視覚処理している可能性、及び、両脳部位が異なる視覚情報を処理している可能性を示した。また、中側頭溝から右上側頭溝の神経連絡経路がBMの知覚に関与している可能性を示した。

実験2では、実験1の結果に基づいて、BM知覚に関与する神経機構を検討した。刺激には、4種類の

BM刺激とスクランブルモーション（以下、SM）刺激を用いた。single条件には、1試行内に、BM刺激が1回呈示されるsingle-BM条件、SM刺激が1回呈示されるsingle-SM条件があった。paired条件には、1試行内に、同一のBM刺激が2回連続して呈示されるidentical-BM条件、異なるBM刺激が2回連続して呈示されるdifferent-BM条件、同一のSM刺激が2回連続して呈示されるidentical-SM条件、及び、BM刺激とSM刺激が連続して呈示されるmixed-BMSM条件があり、各paired条件には4種類のISI条件（0 ms, 300 ms, 600 ms, そして1000 ms）があった。実験2では、BM刺激に対して強い賦活を示した両側の中側頭溝、両側の上側頭溝、及び、左下頭頂葉において、分析を行った。分析の結果、両側の上側頭溝、及び、左下頭頂葉では、identical-BM条件において、ISIに依存した抑制反応がみられたのに対し、両側の中側頭溝では抑制反応はみられなかった。さらに、左上側頭溝、及び、左下頭頂葉は、600-ms ISIにおいて、different-BM条件と比較してidentical-BM条件で強い抑制反応を示したが、300-ms ISIにおいてその差を示さなかった。これらの結果は、少なくとも左上側頭溝において、異なるBM刺激に対して異なる神経細胞群が反応している可能性、また、それらの神経細胞群間に相互関係がある可能性を示した。さらに、両側の上側頭溝と比較して、左下頭頂葉では強い抑制反応がみられたことから、上側頭溝から左下頭頂葉の神経連絡経路が、BMの知覚に関与している可能性を示した。

実験3では、実験1と実験2で賦活した脳部位の抑制時間を推定するために、被験者が短いISIで呈示された2つの光点運動の刺激を知覚している時の脳活動を測定した。刺激は水平に移動する光点運動の刺激（水平運動刺激）、及び、垂直に移動する光点運動の刺激（垂直運動刺激）であった。刺激呈示条件は、25-m ISIにおいて水平運動刺激を連続して知覚するidentical条件、25-ms ISIにおいて水平運動刺激と垂直運動刺激を連続して知覚するdifferent条件、そして、水平運動刺激、及び、垂直運動刺激のどちらかを1回知覚するsingle条件、計4種類であった。実験3の結果、両側の中側頭溝、及び、両側の下頭頂葉に、これらの運動刺激に対する賦活がみられた。また、左下頭頂葉では、different条件と比較して、identical条件において強い抑制反応がみられたが、両側の中側頭溝では抑制反応がみられなかった。実験3の結果は、中側頭溝から下頭頂葉の連絡経路が運動方向の知覚に関与している可能性を示した。

本研究の結果、左上側頭溝において、異なるBM刺激に対して異なる神経細胞群が反応している可能性、また、それらの神経細胞群間に相互関係がある可能性を示した。また、脳部位間の抑制の相対的な強度から、BMの知覚には、中側頭溝から、上側頭溝、そして左下頭頂葉への神経連絡経路が関与していることを示した。

第3部では、ハトにおけるBM知覚を検討した。ハトにおいて、動作が他個体を弁別するための1つの手がかりであることは報告されているが、ハトがBM刺激をいかに知覚しているのかは明らかにされていない。そこで、ハトがBM刺激と映像刺激を弁別する際に、同一の動作手がかりを用いているかどうかを検討した。

実験1では、映像刺激、及び、BM刺激における見本/非見本合わせ課題の学習過程、映像刺激とBM刺激間の見本/非見本合わせ課題の成績（テスト1）、そして、平滑化した映像刺激を用いた見本/非見本合わせ課題の成績（テスト2）を検討した。見本合わせ課題では、被験体は見本刺激と一致した比較刺激に対して反応することを、非見本合わせ課題では、被験体は見本刺激と異なる比較刺激に対して反応することを訓練された。訓練では、4種類の動画（2種類の動作×2種類の呈示条件（映像・BM）、及び、4種類の静止画（各動画刺激から取り除かれた1フレーム）を刺激とした。訓練時の学習過程から、

ハトは、映像刺激では動作の弁別を獲得したが、BM刺激では動作の弁別を獲得しなかった。また、訓練終了後、テスト1において、被験体は、映像刺激とBM刺激間の見本/非見本合わせ課題を行なったが、全被験体の正答率は偶然確率を超えなかった。これらの結果は、ハトが映像刺激とBM刺激を異なる刺激として弁別している可能性を示した。続く、テスト2において、被験体は、平滑化された映像刺激を用いた見本/非見本合わせ課題を行なった。テスト2の結果、被験体は、平滑化強度の弱い映像刺激では、動作を弁別したが、平滑化強度の強い映像刺激では、動作を弁別しなかった。テスト2の結果は、ハトが動作の弁別に、身体などの形態手がかりを用いている可能性を示した。実験1の結果は、ハトが、映像刺激とBM刺激を対応付けて弁別していない可能性、及び、ハトが、映像刺激とBM刺激の弁別に、同一の動作手がかりではなく、形態手がかりを用いている可能性を示した。しかしながら、ハトが、運動刺激を用いた見本/非見本合わせ課題に困難を示したため、実験2では、ハトが、より簡潔化した運動刺激を用いた見本/非見本合わせ課題を獲得することが可能かどうかを検討した。

実験2では、運動刺激における見本/非見本合わせ課題の学習過程、新奇な運動刺激を用いた見本/非見本合わせ課題の成績を検討した。訓練刺激には、6種類の動画（2種類の運動方向（縦線の右方向運動、横線の上方向運動）×3種類の背景条件（黒背景、灰色背景、フレームを加えた背景））が用いられ、背景条件ごとに訓練は行われた。学習過程から、ハトは、黒背景条件において、運動方向の弁別を獲得したが、他の2つの条件では、運動方向の弁別を獲得しなかった。また、訓練終了後、般化テストにおいて、被験体は、同じ形態情報をもつ新奇刺激を用いた見本/非見本合わせ課題を行なったが、全被験体の正答率は偶然確率を超えなかった。実験2の結果は、ハトが、刺激の弁別に、運動情報ではなく、形態情報を用いている可能性を示した。しかし、ハトが、運動刺激を用いた見本/非見本合わせ課題に困難を示したため、実験3では、異なる課題をもちいて、ハトがBM刺激と映像刺激を弁別するさいに、同一の動作手がかりを用いているかどうか再度検討した。

実験3では、4種類の動画（動物種 [ハト・ヒト]×刺激タイプ [映像・BM]）を用いた概念/疑似概念課題の学習段階、及び、般化テストの結果から、ハトがBM刺激と映像刺激を弁別するさいに、同一の動作手がかりを用いているかどうかを再検討した。被験体は、概念群と疑似概念群の2群に分けられた。概念群では、被験体は、ハトの映像刺激とハトのBM刺激に反応することを訓練された。一方で、疑似概念群では、被験体は、ハトの映像刺激とヒトのBM刺激に反応することを訓練された。訓練刺激には8種類の動画（4種類の動画×2）を用い、テスト刺激には8種類の新奇な動画（4種類の動画×2）を用いた。訓練終了後、被験体は般化テストを受けた。学習段階において、ハトは映像刺激、及びBM刺激における動作の弁別を獲得した。概念群では、刺激タイプ間で弁別率の差がみられなかったが、疑似概念群では映像刺激と比較して、BM刺激の弁別率が有意に低かった。これらの結果は、ハトが、映像刺激と同様に、BM刺激における動作手がかりを用いて弁別していることを示した。しかし、概念群において、学習段階では、刺激タイプ間で弁別率の差がみられなかったが、般化テストではその差がみられた。この結果は、刺激タイプ間で、弁別手がかりとしての動作カテゴリー（ハトとヒト）の有効性が異なることを示唆している。

第2部の実験は、ヒトにおいて、BMの知覚には、中側頭溝から、上側頭溝、そして下頭頂葉への神経機構が関与していることを明らかにした。第3部の実験では、ハトが、映像刺激とBM刺激の弁別を、同一の動作手がかりを用いて獲得することを示した。しかし、映像刺激とBM刺激の間において、弁別の獲得過程、及び、正答率に差がみられた。本研究において、ヒトは、映像刺激と同様に、BM刺激か

ら動作を鮮明に知覚できるのに対し、ハトは映像刺激とBM刺激を異なる刺激として反応していた可能性がある。ヒトとハトは多くの行動研究において、共通する視覚認知機能をもつことが示されてきたが、BM知覚に関しては両種の間には相違点があると考えられる。今後、このヒトとハトのBM知覚の違いが、BM刺激の弁別課題における方略、もしくは、BM知覚を担う神経機構（ヒトでは特定化された神経機構が存在している）に起因しているのか、比較認知神経科学的視点から同様の課題を用いて比較検討する必要がある。

論文審査要旨

論文概要

本論文は4部から構成され、1部は全体の導入、2部はヒトのバイオリジカルモーション(以下、BM)知覚のfMRIによる検討、3部はヒトと類似した視覚認知能力をもつハトを用いたBM知覚の検討、4部は総合考察となっている。

2部は3つの実験からなるが、主要な研究は実験2で、一定の刺激間間隔 (ISI) で連続呈示されたときに生じるBOLD信号の抑制反応を指標とする対刺激法 (Paired stimulus paradigm) を用いて、BMの知覚に関与する神経機構を検討している。刺激には、4種類のBM刺激とスクランブルモーション(以下、SM)刺激を用いた。両側の上側頭溝、及び、左下頭頂葉では、同じBMを対提示する条件において、刺激間時間 (ISI) に依存した抑制反応がみられたのに対し、両側の中側頭溝では抑制反応はみられなかった。さらに、左上側頭溝、及び、左下頭頂葉は、600-ms ISIにおいて、異なるBMを提示する条件と比較して同じBM条件で強い抑制反応を示したが、300-ms ISIにおいてその差を示さなかった。これらの結果は、左上側頭溝において異なるBM刺激に対して異なる神経細胞群が反応している可能性を示したことになる。また、物の動きを速やかに検知するはずの中側頭溝は本実験の条件下(1秒のBM提示)では抑制反応を示さないのに対して、両側の上側頭溝での抑制、及び左下頭頂葉では更に強い抑制反応がみられたことから、BMの知覚には中側頭溝から上側頭溝、そして左下頭頂葉への神経連絡経路の関与が示唆された。

第3部では3つの実験でハトにおけるBM知覚を検討している。実験1では、映像刺激、及び、BM刺激を用いた見本/非見本合わせ課題を訓練した。映像刺激では動作の弁別を獲得したが、BM刺激では動作の弁別を獲得しなかった。また、訓練後に映像刺激とBM刺激間の見本/非見本合わせ課題を行なったが、正答率は偶然水準を超えなかった。実験2では、より単純な運動刺激を用いて見本/非見本合わせ課題を獲得することが可能かどうかを検討したが、見本/非見本合わせ課題獲得そのものに困難があり、運動刺激の見本合わせ自体が適切な実験方法でないことが示された。

実験3では、4種類の動画(動物種 [ハト・ヒト]×刺激タイプ [映像・BM])を用いた概念/疑似概念課題の比較を用いた。概念群では、被験体は、ハトの映像とそのBM刺激に反応することを訓練された。一方、疑似概念群ではハトの映像とヒトのBM刺激に反応することを訓練された。すなわち疑似概念には映像とBMに共通する運動は含まれていない。概念群では映像、BMともに同程度の弁別率を示したが、疑似概念群ではBM刺激の弁別率が有意に低かった。このことはハトにおいても映像とそのBMの間に一定の等価性がありことを示すが、般化テストでは映像とBMで差がみられた。このことは、ハトのBM知覚成立を示唆するがヒトに較べるとその様相が異なることを示唆する。

本研究において、ヒトは、映像刺激と同様に、BM刺激から動作を鮮明に知覚できるのに対し、ハト

は映像刺激とBM刺激を異なる刺激として反応していた可能性がある。ヒトとハトは多くの行動研究において、共通する視覚認知機能をもつことが示されてきたが、BM知覚に関しては両種の間に関連点があると考えられる。今後、このヒトとハトのBM知覚の違いが、どのような神経機構の相違によるものかを比較認知神経科学的視点から同様の課題を用いて比較検討する必要がある。

評価

本研究のもっとも評価すべき点はfMRIにおける新たな研究法を導入した点である。従来からfMRI研究は時間分解能の低さが問題とされてきた。従って脳内部位の賦活がどのような順番で起きているかを問うことができなかった。すなわち、このことはfMRIによる系としての脳活動理解の障害であった。刺激を対にして提示することによるBOLD信号の抑制現象は100 msecレベルまで時間分解能をあげることができる。この方法は申請者が開発したものではなく、またすべての研究者が納得しているものではないが、このような手法に挑戦したことは高く評価できる。

2) 次に評価すべき点は、この方法により、BM知覚が中側頭溝—上側頭溝—下頭頂葉の系で処理されており、特に上側頭溝でBMのモジュール化が行われている可能性を示したことである。このことは対刺激法によって始めて明らかにされたことである。

3) 3番目に評価すべき点はヒトとハトという、生物学的類縁関係は離れているが視覚認知能力については機能的収斂が見られる種の比較を試みた点である。見本合わせに較べると、概念訓練と擬似概念訓練との比較による分析はやや間接的な分析になるが、実際の運動とそのBM間に一定の等価性を示唆する結果が得られたことは動物のBM研究における新たな知見である。

問題点

- 1) 申請者はBM処理機構として中側頭溝—上側頭溝—下頭頂葉というボトムアップの系を示しているが、当然一旦上行してからの再帰的な情報の流れ（トップダウン）も考えられ、その論議は十分になされていない。
- 2) BM刺激の研究ではその統制条件となるSM刺激の作成が重要な問題になるが、この作成については、もうすこし工夫すべきであったかもしれない。
- 3) BM研究について心理学史的な変遷や意義が述べられていれば、もうすこし厚みのある論文になったと考えられる。
- 4) 総合討論におけるヒトとハトの比較では、ハトでの研究が行動研究のみなので神経機構についての比較ができていないが、これは今後の課題だと考えられる。

以上の問題点は指できるものの本論文は極めて意欲的、挑戦的な論文であり、fMRI研究に新たな地平を切り開くものである。また、ヒトと動物研究を結びつけた点も高く評価できる。審査委員一同本論文が博士（心理学）授与にふさわしいものであると判断する。